

令和 9 年度
(2027 年度)

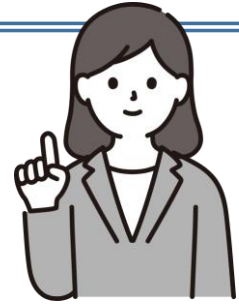
京田辺市保育所等施設での 保育の利用・申込みの

てびき

- ◆ 保育の利用を希望する場合に必要な「教育・保育給付認定」について
- ◆ 保育所等施設利用の申込み方法、必要な書類など
- ◆ 保育料や保育時間など
- ◆ 各施設の所在地や連絡先

(令和8年10月1日 初版)

○申込みの前に



《 ① 妊娠・出産 ② 転職する場合について 》

① 妊娠・出産

・利用を希望する子ども「A」に対して、下のきょうだい「B」を妊娠・出産

- 1) 予定日から起算して産前6週時点で原則として就労要件には該当しなくなります。
- 2) 出産後8週経過日の翌日が属する月までは「A」は調整対象となります。その翌月以降も「A」を調整対象とするためには、生まれたきょうだい「B」も原則として申込みが必要になります。
(17ページ参照)

・利用を希望する子ども本人を妊娠・出産(4月申込みのみ可能)

- 3) 4月1日時点で生後57日目を経過している必要があるため、令和9年度においては出産予定日が2月3日以前であれば申込みが可能です。ただし、仮に入所内定を受けても、実際の出産日が2月4日以降になった場合は申請無効となるため内定取消しとなります。

② 転職について (申込み中・申込み予定で転職を検討している場合は事前に本課へご相談ください。)

・申込みの締切日時点で転職することが決定しているとき

- 1) 現在、勤務している事業所から切れ目なく転職する場合は、現職事業所の退職予定日が明記された就労証明書に加えて、採用予定の就労証明書を申込みの際に提出する場合のみ、就労要件として調整対象になります。なお、育児休業取得中であれば復職してから退職する必要があります。ただし、**4月申込みだけの特例措置**であるため、年度途中の申込みの場合は採用予定としての調整となります。
- 2) 現在、勤めている事業所から転職までに期間が空いているときは、採用予定の就労証明書を申込みの際に提出があれば採用予定として調整を行います。就労証明書が取得できない場合は求職活動要件で申込みをしてください。

・申込みの締切日以降に転職することが決定したとき

- 3) 申込みの締切日までに提出されている書類に基づき指数を決定するので、申込み締切日以降に転職すると、内定取消しや退所となる場合があります。やむを得ない場合であっても速やかに本課にお知らせください。(15ページ参照)

《 申込みに関する注意 》

よくあるお問い合わせについて(3.1ページ～)を参照してから申込みをしてください。

- ・原則として未就学のきょうだいの誰かだけが保育所等施設を利用することはできません。ただし、在園しないきょうだいが幼稚園や認可外保育施設を利用する場合等は可能です。また、就労要件で保育所等施設へ在園中、下のきょうだいが生まれて育児休業を取得する場合は、**育児休業取得に係る子どものみ**自宅での保育が認められます。
- ・就労証明書における就労実績が契約時間より減少している場合については、書類としては不備ではないため受理できますが、何も補足事項がなければ原則として契約のとりの指数にはなりません。備考欄等に記載担当者による補記がある場合にのみ、内容を協議した上で判断します。

目 次

1.	保育の必要性の認定について	1 ページ
2.	申込み方法・受付期間	4 ページ
3.	市区町村をまたいだ申込みについて	6 ページ
4.	入所調整について	7 ページ
5.	申込みに必要な書類	9 ページ
6.	利用調整における育児休業中の取扱いについて	11 ページ
7.	申込みの後に変更があった場合について	15 ページ
8.	継続利用及び転所・退所の手続について	19 ページ
9.	入所後の注意事項	20 ページ
10.	保育料（利用者負担額）などについて	21 ページ
11.	保育の利用開始日・保育時間・休所日	26 ページ
12.	市立幼稚園・保育所の再編整備計画について	28 ページ
13.	配慮・アレルギー対応・医療的ケアが必要な子どもについて	29 ページ
14.	よくあるお問い合わせについて	31 ページ
15.	令和9年度京田辺市保育所等利用選考基準表	35 ページ
16.	市内保育所・認定こども園・地域型保育事業一覧	37 ページ

【参考】令和9年度（2027年度） 児童年齢早見表

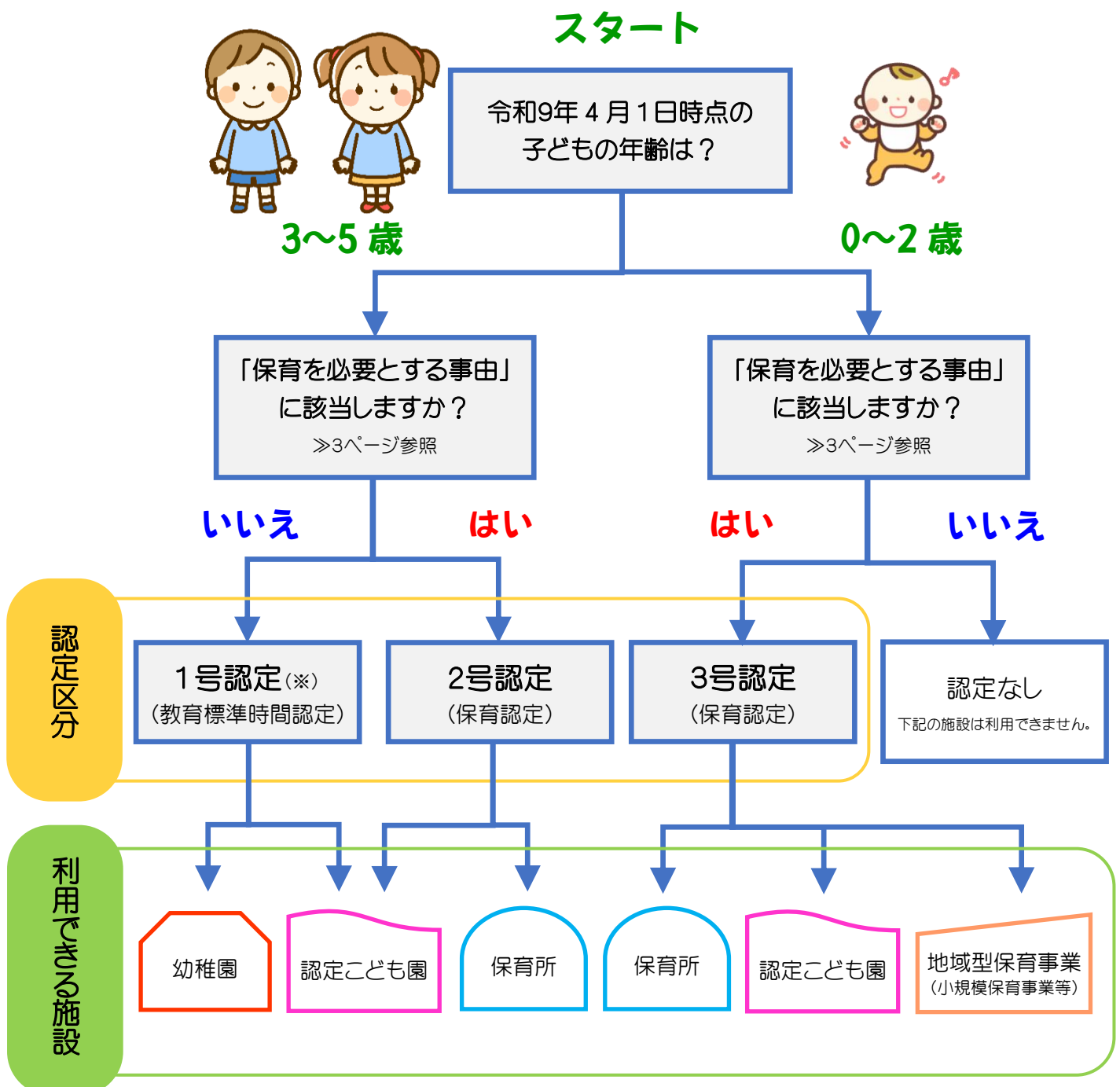
生 年 月 日	クラス
令和 8 年(2026 年) 4 月 2 日 ～ 令和 10 年(2028 年) 4 月 1 日	0 歳児
令和 7 年(2025 年) 4 月 2 日 ～ 令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日	1 歳児
令和 6 年(2024 年) 4 月 2 日 ～ 令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日	2 歳児
令和 5 年(2023 年) 4 月 2 日 ～ 令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日	3 歳児
令和 4 年(2022 年) 4 月 2 日 ～ 令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日	4 歳児
令和 3 年(2021 年) 4 月 2 日 ～ 令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日	5 歳児

1. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、認可保育施設の利用を希望する場合は、入所申込みに加えて、「保育の必要性の認定」(教育・保育給付認定)が必要になります。

「教育・保育給付認定」とは……保育の利用を希望する子どもが、保育が必要な状態であるかどうかを確認するために行う認定。

(1) あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



(※) 1号認定は、2歳児のうち、3歳の誕生日を迎える「満3歳児」も対象となります。

(2) 認定区分・保育の必要量・利用できる施設について

【認定区分】

教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、保育所や認定こども園（保育所枠等）を利用するためには、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設
満3歳になる前日 ～小学校就学前	なし	1号認定(教育標準時間)	幼稚園 認定こども園(幼稚園枠)
生後57日目～ 満3歳になる前々日	あり	2号認定(保育標準時間) 2号認定(保育短時間)	保育所 認定こども園(保育所枠) 地域型保育事業(小規模保育事業等) 企業主導型保育事業(地域枠)
		3号認定(保育標準時間) 3号認定(保育短時間)	

※ 保育提供開始を生後6か月経過の翌月からとさせていただきます施設（37・38ページ参照）があります。

【保育の必要量】

2号・3号認定の場合、保育要件や保護者の状況に応じて、次のいずれかの認定を受けます。

保育標準時間

・・・最長11時間（7：00～18：00）の中で、必要となる保育時間が利用可能

→提出書類に基づき8：30～16：30の保育時間で送迎が困難な場合

保育短時間

・・・最長8時間の中で、必要となる保育時間が利用可能

→提出書類に基づき8：30～16：30の保育時間で送迎が可能な場合

※育児休業取得期間中や求職活動期間中は必ず保育短時間認定になります。

- 延長保育を利用する場合は、開所時間内で上記の時間以上に利用することができます。施設ごとに開所の状況や利用料が異なりますので、詳しくは26ページをご確認ください。また、保育要件の変更や家庭状況の変化に応じて、認定区分も変更となる場合があります。現在の状況から何か変化が生じた場合は、変更届と就労証明書等を希望月の前月10日までに提出してください。

【利用できる施設】

2号・3号認定を受けた方が利用できる施設は以下のとおりです。

種別	施設概要	市内の対象施設
保育所	共働きなどの理由で、家庭で保育できない子どもを預かる施設	草内保育所・三山木保育所 大住保育園・みみづく保育園・ウェルネス保育園京田辺
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設	大住こども園・河原こども園・(仮称)新こども園 松井ヶ丘保育園・こもれび・みんなのき三山木こども園
地域型保育事業 (※)	少人数(定員19人以下)で、家庭で保育できない0～2歳児の子どもを預かる施設	ニチイキッズたなべ保育園・ほほえみ保育園京田辺園 まゆあいのおうち保育園・ほほえみ保育園三山木園

※ 地域型保育事業には「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4つの区分がありますが、現在、本市にある施設は全て「小規模保育事業」となります。

(3) 保育を必要とする事由（以下「保育要件」という。）

2号・3号認定を受けるには、利用を希望する子ども及びいずれかの保護者がともに京田辺市内に在住し、住民票を有する世帯（転入予定で住所地が確定している世帯を含む。）で、全ての保護者が次のいずれかの「保育要件」に該当する必要があります。

区分	保育要件	保育実施期間	認定区分
①	月64時間以上の就労 (体調不良等の欠勤にかかわらず)	小学校就学前まで または雇用期間終了予定日の月末まで	保育標準時間 または 保育短時間
②	妊娠・出産	妊娠がわかってから出産(予定)日から 8週経過後の翌日の月末まで	保育標準時間
③	保護者の疾病・障がい	小学校就学前まで または治癒見込み期間末日の月末まで	保育標準時間 または 保育短時間
④	同居または長期入院などをして いる親族の介護・看護	小学校就学前まで または介護・看護の必要がなくなった日 の月末まで	保育標準時間 または 保育短時間
⑤	災害復旧	小学校就学前まで ※災害復旧の完了が見込まれる期間	保育標準時間
⑥	求職活動等 (起業準備を含む)	効力発生日から起算して、90日を経過 する日の月末まで	保育短時間
⑦	保護者の就学等	卒業・修了(予定)日の月末まで	保育標準時間 または 保育短時間
⑧	虐待やDVのおそれがある場合	小学校就学前まで	保育標準時間
⑨	育児休業取得中の継続利用 (在園児に限る)	育児休業終了(予定)日の月末まで	保育短時間
⑩	その他市長が特別に認める 場合	市長が認める期間	保育標準時間 または 保育短時間

- 就労など、認定区分が「保育標準時間または保育短時間」となっている要件については、個別の状況に応じた区分の認定を行います。
- 認定区分が保育標準時間に該当する場合であっても、保護者の希望により保育短時間認定を行うことは可能です。
- 実際の保育時間については、保育の認定内容に基づき、保育の必要量（就労要件の方であれば就労時間＋通勤時間）に応じて各施設が決定します。
- 3号認定の期間は、「満3歳に到達する日の前日まで」となり、満3歳到達時に3号認定から2号認定への認定変更を行います（手続不要）。
- 保育要件の変更で区分⑥による継続は年度内1回限りです。また、入所時で既に⑥を要件とされている場合は⑥による継続はできません。なお、年度をまたいで⑥となる場合は両年度使用した扱いとなります。

2. 申込み方法・受付期間

入所調整
結果について

(1) 申込み方法（入所までの流れ）

※ 入所内定は、先着順ではありません。

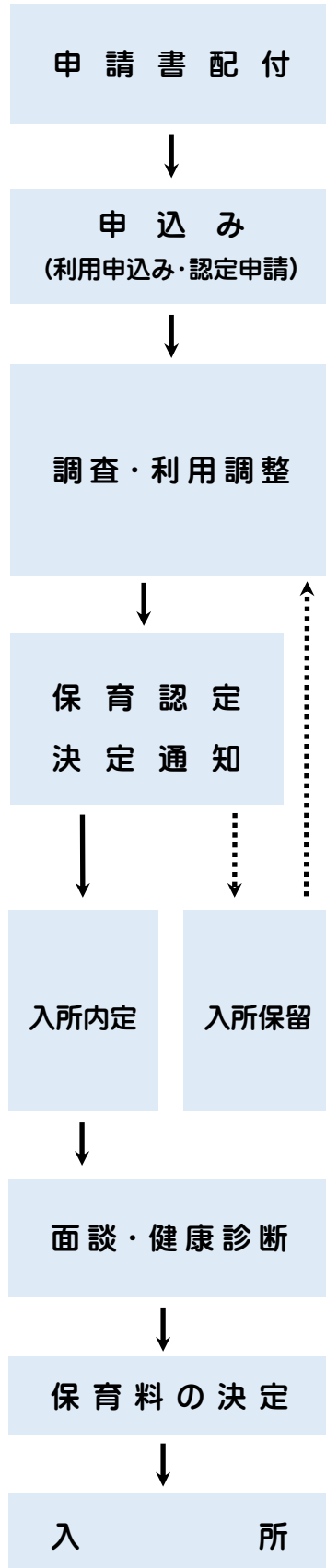
4月入所申込み

→令和9年1月29日付で郵送での通知のみ行います。

5～3月入所申込み

→内定の場合…調整日または調整日の翌開庁日に架電。
同月末頃に郵送。

保留の場合…調整希望初月の前月末頃に郵送。



・申請書及び関係書類を保育幼稚園課で配付します。

※ 世帯の状況によって、必要な書類が多岐に渡るため、郵送やオンラインでの対応は原則として行っておりません。

・保育幼稚園課に申請書を提出します。

※ 受付期間・受付場所については、5ページをご覧ください。

※ 書類の不備・不足があると、受付できません。

【調査】保育要件を証明する書類(就労証明書等)の内容を調査・確認します。

【利用調整】保育所等利用選考基準表(35ページ参照)に基づいて、保育が必要な優先度の指数を算出し、優先順位の高い子どもから順番に利用調整を行います(詳しくは7ページ参照)。

【保育認定】教育・保育給付認定証(2号認定・3号認定)を郵送します。

※ 認定証は、入所の可否にかかわらず、保育要件(3ページ参照)を有する方全員に発行します(市内転入済みの場合のみ)。

【結果通知】利用調整の結果を郵送で通知します。

保育所等施設を利用できる場合……「入所承諾書」

〃 できない場合…「入所保留通知書」

《入所保留》入所保留となった場合、保育要件に基づいた申込みの有効期間中は毎月自動的に調整の対象となります。申込みの有効期限は最長で令和10年3月31日までです。

なお、令和10年4月分以降は、改めて申込みが必要です。

※ 詳細はホームページや広報にてご確認ください。

・入所に向けて、健康診断の受診と内定した施設での面談が必要です。詳しくは内定時に改めてお知らせします。

・算定された保育料を郵送で通知します。詳しくは21ページをご覧ください。

・利用できる時間は、各家庭の状況を踏まえた上で、各施設が決定します。延長保育の利用には、各施設で別途申込みが必要です。

(2) 申込み受付期間・場所について

令和9年度の申込み受付期間及び受付場所は、以下のとおりです。

4月新規入所を希望される場合は、第1希望の施設ごとに受付日時が異なりますので、原則としてそれぞれ指定の時間に来庁してください。

また、市外の保育所等施設の利用を希望される方や企業主導型保育施設（地域枠）の利用に必要な教育・保育給付認定申請をされる方についても本課で受付をします。

※ 市外の保育所等施設の利用を希望される方は、必ず施設のある各自治体の保育担当課に事前に広域利用の取扱いについて確認をしてください。（詳しくは6ページ参照）

入所希望月	受付日	第一希望の施設	受付場所・時間
4月	令和8年11月5日(木)	草内保育所(市立) 河原こども園(市立)	コミュニティホール (市役所正面玄関付近) 【午前の部】 9:00～11:30 【午後の部】 13:30～16:30 (最終日のみ18:00まで) オンライン上で受付当日の 来庁予約が可能です。 ※詳細は市のホームページを ご確認ください。  【予約受付時間】 8:30～16:00 (最終日のみ17:30まで) ※当日の予約状況によっては、 オンライン予約の受付終了時間 が早まる可能性があります。
	令和8年11月6日(金)	こもれび(私立) ウェルネス保育園京田辺(私立)★	
	令和8年11月9日(月)	みみづく保育園(私立) ニチイキッズたなべ保育園(私立)★	
	令和8年11月10日(火)	松井ヶ丘保育園(私立) まゆあいのおうち保育園(私立)★	
	令和8年11月11日(水)	大住こども園(市立) 大住保育園(私立) (仮称)新こども園(市立)	
	令和8年11月12日(木)	三山木保育所(市立) ほほえみ保育園三山木園(私立)★	
	令和8年11月13日(金)	みんなのき三山木こども園(私立) ほほえみ保育園京田辺園(私立)★	
5月	【受付期間】 令和9年4月1日から4月15日まで		保育幼稚園課窓口 (市役所2階) 9:00～12:00 13:00～16:30
6月以降	【受付期間】 入所(転所)希望月の前々月の 11 日から前月の10日まで (10日が閉庁日の場合は前開庁日)		

- ・ 締切日までに不備なく提出された場合のみ利用調整の対象となりますので、余裕を持ってご準備ください。
- ・ ★は2歳までの施設となります。
- ・ (仮称)新こども園は3歳児～5歳児クラスの子どもが対象です。
- ・ 入所(転所)は各月1日入所(転所)となります。
- ・ 令和10年度4月入所申込みは改めて申請が必要となります。



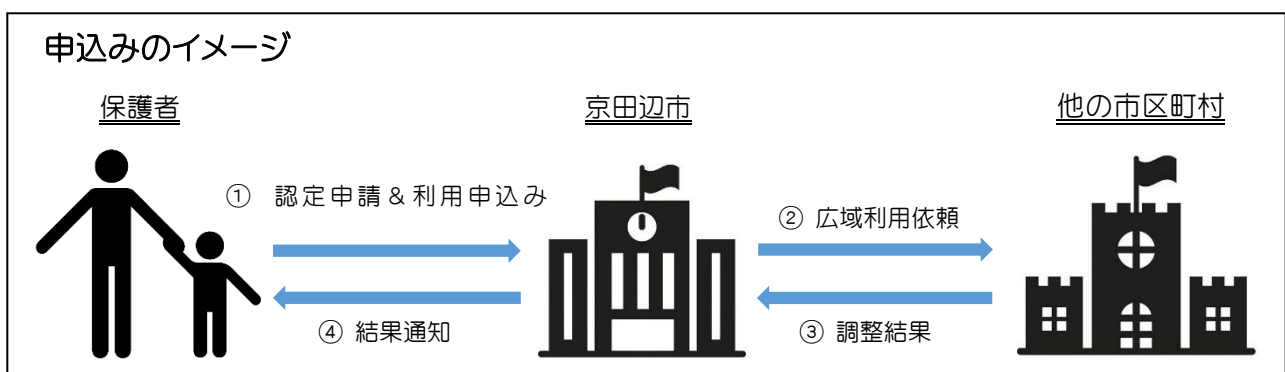
3. 市区町村をまたいだ申込みについて

(1) 京田辺市内に住所を有する方が他の市区町村の施設利用を希望する場合

京田辺市内に住所を有する方が、他の市区町村の施設利用を希望する場合は、京田辺市で認定を受けて、利用を希望する施設のある自治体で利用調整を受けることになります。

具体的には、京田辺市に教育・保育給付認定申請及び利用申込みの上、京田辺市から利用を希望する施設がある各自治体へ広域利用についての依頼を行います。各自治体が利用調整を行うため、**利用申込みの締切りや申込みにあたっての条件等**については、ご自身で各自治体の保育担当課へ**事前に確認**を行ってください。

※ 保育所等施設の入所申込みは1つの自治体に対してのみ可能です。そのため市外の施設の入所申込みと市内の施設の入所申込みの併願はできません。



(2) 他の市区町村民の方が京田辺市の施設利用を希望する場合

京田辺市内全域の保育所等施設において受入れがひっ迫した状況が続いているため、広域利用の受入れは行っていません。

(3) 京田辺市に転入する予定で京田辺市の施設利用を希望する場合

京田辺市では、転入予定での利用申込みができます。

申込み時点では他の市区町村に居住しており、施設の利用開始希望日までに京田辺市に転入予定の方は直接、京田辺市に申込みをしてください。なお、別途転入予定の確認ができる書類が必要となります。

入所内定後に、利用開始月の前月末日までに京田辺市への転入が行われない場合は内定取消しとなります。また、内定しなかった場合に、引き続き入所申込みの継続を希望する場合は、転入手続後に改めて本課で手続が必要です。なお、**翌申込み受付期間内に手続を行わない場合は、次月以降の調整の対象外**となります。

注意！

入所内定時 → 内定月の前月末日までに転入が必要

入所保留時

- ▶ 翌申込み受付期間内までに転入手続あり → 次月以降の調整対象
- ▶ 翌申込み受付期間内までに転入手続なし → 次月以降の調整無効

4. 入所調整について

(1) 保育所等施設の利用調整方法について

申込み締切日までに提出された申請書や保育要件を証明する書類等を基に、以下の手順で利用調整を行います。

令和9年度京田辺市保育所等利用選考基準表(35ページ参照)に基づき、世帯(保護者)ごとに「基本指数」を付け、状況によって「調整指数」及び「補正指数」を反映させた点数が調整における子どもの利用調整指数(合計指数)となります。

入所調整日になると利用調整指数(合計指数)の高い子どもから順番に並び替えます。なお、同一の指数となった場合は「優先比較項目」に基づき、順位を決定します。その後、順位の高い子どもから順番に希望している施設に空きがあるかどうかを施設の希望順に沿って確認し、空きがあれば内定となります。施設ごとの調整は行いません。そのため、施設を第何希望にしているかにかかわらず指数合計の高い子どもから利用できる施設が内定します。

- 基本指数
保護者ごとの保育要件に応じて選考基準表に沿って指数化したもの
- 調整指数・補正指数
世帯の状況に応じて、基本指数に対して反映をするもの
- 優先比較項目
同一の指数となった場合に、家庭の状況や子どもの状況を基に比較項目を設けて優先度を判断するもの

基準に基づき、世帯ごとに「基本指数」を付けます。
世帯の状況に応じて「調整指数・補正指数」を反映します。

「利用調整指数(合計指数) = 基本指数(保護者ごと) + 調整指数・補正指数」



申込みをしているすべての子どもを利用調整指数(合計指数)が高い順に並べ替えます。
同一の指数の場合は「優先比較項目」に基づき順位を決定します。

- 例)
- | | |
|--------|---|
| 1位 | 利用調整指数(合計指数) 82点 |
| 優先比較項目 | 養育する未就学の子ども 2人・月間就労日数 20日・
不在時間(保育できない時間) 9時間 |
| 2位 | 利用調整指数(合計指数) 82点 |
| 優先比較項目 | 養育する未就学の子ども 2人・月間就労日数 20日・
不在時間(保育できない時間) 8時間30分 |
| 3位 | 利用調整指数(合計指数) 81点 |
| 優先比較項目 | 養育する未就学の子ども 3人・月間就労日数 22日・
不在時間(保育できない時間) 10時間 |

※3位の子どもの優先比較項目は他より高いですが、利用調整指数(合計指数)が低いので順位が下となります。



順位が高い子どもから、希望する施設に空きがあるかどうかを希望順に沿って確認し、空きがあれば内定となります。施設の希望順にかかわらず、利用調整指数（合計指数）の順位の高い子どもから順番に利用が内定します。

例） Aさん（81点の第6希望）とBさん（80点の第1希望）→ Aさんが内定



希望する施設のどこにも空きがない場合は内定せず、保留となります。
その後、次の順位の子どもの希望する施設について空きがあるかどうかを確認していきます。



申込みをしているすべての子どもの確認を終えるか、すべての施設の空きがなくなった時点で利用調整を終了します。

（２）希望施設の選び方について

希望する施設に確実に入れる選び方はありません。ただし、京田辺市の利用調整の方法に合った希望施設の書き方については次のとおりです。

① 京田辺市内のすべての認可保育施設のうち、実際に利用することが可能な施設を記載しましょう。

京田辺市では、利用を希望する認可保育施設を最大14施設（全施設）選択することができます。

希望する施設が少ないほど、自分の調整順が来たときに、希望したすべての施設においてすでに利用定員に達している可能性が高くなります。

一方で、希望する施設を増やしたことで、実際には通うことができない施設に内定してしまい、結果として自己都合による辞退をしてしまった場合は、その年度の利用調整で大幅な減点が生じることになります。

★ 希望する施設は、各家庭内でよく相談した上で、実際に通うことになってもよい施設を可能な範囲で記載しましょう。

② 利用したい施設を希望する順番に記載しましょう。

希望する施設の順番は内定のしやすさに関係がありません。京田辺市では、第1希望の施設ごとに順位を決め、その後に第2希望の施設ごとに順位を決めるといった利用調整はしていません。希望する施設を選ぶ時に、人気や入りやすさが気になるとの相談を受けますが、どの施設を第1希望にしたとしても、利用調整指数（合計指数）の順位を逆転して先に内定することはありません。

反対に、下の利用調整指数（合計指数）の子どもに抜かされることもないため、自分がどの順番で施設を希望するのかだけを考えて申込みをするのがよいといえます。

★ 希望する施設は、他の方の動向を気にせず、本当に利用したい施設を希望する順番に記載しましょう。

5. 申込みに必要な書類

(1) 持ち物《全員必要》

- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票（利用を希望する子ども・保護者分）
※記載されている氏名や住所などに変更がない場合は「通知カード」でも可
- ・運転免許証、マイナンバーカードなど、顔写真付き本人確認書類（手続きに来られる方）
- ・印鑑（認印）

(2) 共通書類《全員必要》

- ・申請書配布時における封筒
- ・令和9年度保育所等入所申込書兼教育・保育給付認定申請書
- ・世帯状況等の調査承諾書兼保育料減免申請書
- ・令和9年度保育所等入所申込みに関する確認書（提出用）
- ・お客様の健康状態等について

◎ 市のホームページに公開中の
 の手続ガイドを参考にし
 てください。



(3) 保育要件ごとに必要な書類（該当する要件に応じた書類を提出）

保育要件			必要な書類	証明・確認(申立)者
①	就労	会社員等、法人が営む事業に従事	就労証明書	事業所の代表者または担当者
		法人格のない事業に個人事業主や家族従事者として従事	就労証明書と「事業を営んでいることを証明する書類の例」(10ページ参照)に掲げる書類の写し	事業主本人または担当者
		上記以外の事業に従事	内職……内職委託工賃支払証明書 農業……耕作証明書	内職を委託している事業所の担当者 農業委員会の委員または農家組合長
②	妊 娠 ・ 出 産		母子健康手帳の写し (母親の氏名・分娩予定日が記載されたページ)	
③	保護者の疾病・障がい		【疾 病】…診断書(本市の様式) 【障がい】…障害者手帳等の写し	診断書は担当医(病院等施設)
④	親族の介護・看護		介護・看護に関する申立書と 診断書(本市の様式)または障害者手帳等の写し	診断書は担当医(病院等施設)
⑤	災害復旧		災害復旧申立・確認書(罹災世帯は罹災証明書)	罹災証明は市町村担当課 ボランティアの証明は各社会福祉法人またはNPO法人
⑥	求職活動等	求職活動中	求職活動に関する申立書と求職活動を証明する書類の写し(ハローワークの受付票など)	求職している者
		起業準備中	起業準備に関する申立書と事業計画書などの写し	起業を予定している者
		採用予定	就労証明書	事業所の代表者または担当者
⑦	就学等	就学中	在学証明書(本市の様式)	通学する学校の担当部署
		職業訓練中	職業訓練証明書(本市の様式)	訓練を主催する法人等
⑧	虐待・DVのおそれ		公的機関からの証明書(保護命令の写しなど)	公的機関
⑨	育児休業取得中の継続利用 (在園児に限る)		継続入所願・変更届 就労証明書(育児休業期間が記載されたもの)	就労証明書は事業所の代表者または担当者
⑩	その他市長が特別に認める場合		それぞれの状況に応じて必要な書類	権限を有する者

※ 就労の指数は就労条件に見合った実績が必要となりますので、就労証明書に証明者による就労実績3か月（採用予定の場合は雇用開始後の見込み）の記入が必須です。

【 事業を営んでいることを証明する書類の例 】

就労先が会社の登記をされていない事業所のうち、**事業主が本人、配偶者または二親等内の親族の場合**は就労証明書に加えて「事業の概要を確認できる書類」及び「継続的に働いていることが確認できる書類」の提出が必要です。下表の例を参考に準備ください。

	事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類
事業主本人の場合	● 事業主の直近の確定申告のうち屋号が確認できるもの ● 営業許可証などの事業の許可証 ● 税務署へ提出した開廃業届出書	● 営業に伴う契約書・納品書・請求書・領収書等 ※事業所名または本人氏名の記載が必須です。 ※3か月以内に行った取引と分かる書類のみ有効です。
二親等内の親族または事業主が配偶者または	● 事業主の直近の確定申告のうち屋号が確認できるもの ● 営業許可証などの事業の許可証 ● 税務署へ提出された開廃業届出書	● 事業主の直近の確定申告のうち「事業専従者に関する事項」または「給料賃金の内訳」の欄に就労者の氏名が記載されているもの ● 給与明細書、賃金台帳 ● 出勤簿 ※事業所名及び本人氏名の記載が必須です。 ※いずれも直近3か月分を提出してください。

※ 個人情報や契約先・取引先の情報はマスキング（黒で塗りつぶし）をしていただいてかまいません。

※ いずれも写しの提出でかまいません。



（４）その他の添付書類（該当する方のみ）

保護者の状況	必要な書類	証明・確認(申立)者
住宅購入等により、転入を予定している場合	住宅の売買契約書の写し・賃貸借契約書の写しなど、転入予定先住所と転入予定日が確認できる書類	ハウスメーカー・賃貸管理会社等
本市に住民票をおく親族等の居宅に転入を予定している場合	転入予定申立書	対象となる子どもの世帯主(保護者) ※転入先世帯主の承諾も必要
ひとり親世帯	児童扶養手当証書、福祉医療費受給者証または戸籍全部事項証明書いずれかの写し	自治体のひとり親担当 本籍地自治体の担当
配偶者と離婚協議中の場合	状況がわかる各関係機関の発行する書類の写し	各関係機関
子どもまたは同居する家族に障がいがある世帯	障害者手帳等の写し	自治体の障害福祉担当
きょうだいが認可外保育施設(プレ保育を含む)で保育を利用している場合	在園証明書	通園施設の施設長
未就学のきょうだいが保育施設を利用していない場合	該当するきょうだいの保育状況を証明する各種申立書	事業所の代表者または担当者等
きょうだい2人以上を同時に申込み場合(転所含む)	きょうだい入所(転所)条件確認表 組合せ表(必要な場合のみ)	保護者
保護者以外の親族が申請書類を提出する場合(親族に限る)	委任状	委任者(保護者)
申込み時に保護者が育児休業を取得、予定している場合	育児休業からの復職に関する同意・誓約書	保護者

※ 必要に応じて別途書類の提出を依頼する場合があります。

6. 利用調整における育児休業中の取扱いについて

(1) 育児休業の取扱いについて

育児休業中は家庭で子どもを保育できる状態にあることから、申込みの対象になりません。ただし、入所できたときに育児休業を切上げて利用開始月の同月内に復職が可能である場合は復職予定月より前であっても申込みすることができます。そのため、育児休業中に復職予定で申込みをした方は、必ず利用開始月の末日までに復職する必要があります。

例：令和9年4月入所 → 令和9年4月30日までに復職

(2) 育児休業から復帰する時の注意点について

「復職」とは、育児休業を取得した就労先に同等以上の就労条件で復帰することです。

ただし、利用開始日より以前に復職をし、その後転職をした場合は、3.3ページQ17の取扱いとなるため注意してください。

※育児休業中の転職などは「復職」に該当しません。また、申請後に以下の事例の×の取扱いのような事体が発覚した場合は、内定取消しや退所となる可能性があります。

事例 1 育児休業中から復帰する場合(就労日数・時間は同じ)

	取扱い	申込時	入所後
①	○	A社で育児休業中	A社に復職
②	○	A社で育児休業中	A社に復職後、B社に入社
③	×	A社で育児休業中	A社に復職せず、B社に入社

①、②は育児休業を取得したA社に同じ就労条件で復帰しているので「復職」に該当します。一方、③はA社に復帰せずに退職し、B社に入社しているので「復職」には当たらないため、「就労」要件には該当しません。従って、入所申込みにおける保育要件は「求職活動中」または「採用予定」となるため、求職活動の申立書またはB社の採用予定の就労証明書による申請となります。

事例 2 入所後に就労時間が変わる場合(就労時間・日数等が減少する場合)

	取扱い	申込時	入所後
④	○	育児休業中	通常就労時間で復職
⑤	○	育児休業中	短時間勤務制度を利用して復職
⑥	×	育児休業中	短時間労働者に就労条件を変更して復職

④は同じ就労条件で復帰しているので「復職」に該当します。⑤の育児のための短時間勤務制度を利用する場合は、就労条件に変更はなく、短時間勤務制度を利用しているだけなので内定取消しにはなりません。⑥はもとの雇用契約から変更になっていることから、そのままでは「復職」には該当しないため、変更後の就労条件に基づいた調整となります。そのため、申請時に提出する就労証明書には、現在の契約時間に加え、変更後の契約内容(月間就労時間・日数、勤務時間)の記載が必要となります。

事例 3 復職後の派遣先が変わる場合

派遣元Aに雇用され、派遣先Bで就労しているが、育児休業を取得しているケース(就労日数・時間は復職後も同条件で就労)

	取扱い	申込時	入所後
⑦	○	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職し、派遣先Cで就労
⑧	○	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職し、元派遣先Bで直接雇用
⑨	×	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職せず、元派遣先Bで直接雇用

「復職」とは同じ就労先に復帰することです。派遣社員の方の場合は「派遣元」が就労先となります。

⑦、⑧は派遣元Aに復職しているので、復帰先が復職前と違う場合でも「復職」に該当します。⑨は就労先は同じですが、派遣元Aに復職せず、元派遣先Bからの直接雇用となっているので、「復職」には該当しません。従って、入所申込みににおける保育要件は、「採用予定」となるため、B社の採用予定の就労証明書による申請となります。

事例 4 派遣先での就労条件が変わる場合

派遣元Aに雇用され、派遣先Bで週5日、1日8時間就労していて、育児休業を取得しているケース

	取扱い	申込時	入所後
⑩	○	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週5日、1日8時間就労
⑪	○	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週5日、1日9時間就労に変更
⑫	×	派遣元Aで育児休業中	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週3日、1日4時間就労に変更

「復職」とは同じ就労条件で復帰することなので、⑩は「復職」に該当します。⑪、⑫は就労条件を変更していますが、⑪は復帰前と同等以上の就労時間のため「復職」に該当します。⑫は復帰前よりも就労日数・時間が少なくなっていることから、そのままでは「復職」には該当しないため、変更後の就労条件に基づいた調整となります。そのため、申請時に提出する就労証明書には、現在の契約時間に加え、変更後の契約内容(月間就労時間・日数、勤務時間)の記載が必要となります。

注意！

新たに利用を希望する子どもとは別に、既に保育所等施設を利用中で育児休業取得に係る継続入所をしている兄/姉がいる場合は、育児休業の取得が終了した時点で家庭での保育が認められなくなります。また、その状況での保育要件として、利用中の兄/姉に関しては求職活動要件等の使用もできないため、転職や退職等には十分に注意してください。

(3) 保育所等施設の利用ができていない旨の通知について

1 すでに令和9年度の保育所等施設の利用申込みをしており、保留となっている方で通知書の追加発行が必要な場合

利用調整の結果、保育所等施設に入所できていない方への通知として「保育所等入所保留通知書」があります(以下「保留通知書」という)。

保留通知書は、申請書に記載された利用希望月分の通知書が発行されます。それ以降の月は保育要件に応じて利用調整の対象になりますが、保留通知書は発行されません。そのため申込みが継続されていて利用希望月以降、他の月で保留通知書が必要な方は、希望月の前月10日までに改めて発行の申請(保留通知書再発行依頼)が必要です。

対象の月は遡って申請ができないため、必ず事前(希望月の前月10日まで)にご相談ください。

◎就労先によっては、1か月のみでなく保留通知書が毎月必要となる場合があります(詳しくは就労先にご確認ください)。

例)6月入所申請において保留の場合は、保留通知書が発行されます。

7月以降の入所調整において保留の場合は再発行依頼がない限り原則として保留通知書の発行はされません。

2 令和9年度内にまだ保育所等施設の利用申込みをしていない場合

入所申込みをしていない場合は、保留通知書の発行はしません。また、保留通知書の発行を希望するための申込みはできません。利用調整の結果、内定しなかった場合にのみ発行されますので、まずは入所申込みを行ってください。

なお、同一年度内の利用調整において自己都合による辞退をしたことがある場合は、その旨が保留通知書に記載されます。



（４）育児休業の延長を許容できる人の利用調整について

平成３１年２月７日付厚生労働省の通知を踏まえ、保育所等施設の入所申込みにおいて、「希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、利用調整の順位を下げる取扱いをしています。

上記の取扱いを希望する方は、以下の確認事項を必ずお読みください。

- 保護者が育児休業中の場合のみ、この取扱いを希望できます。
- 育児休業の延長や育児休業給付金の受給に関する各種手続は就労先管轄のハローワークで行います。市では判断しかねますので就労先やハローワークに必ず事前にご確認ください。
- 基本指数・調整指数及び補正指数は適用されず、０点での調整となります。
- 利用調整の結果、入所保留となった場合、保留通知書が発行されます。入所内定となった場合や内定を辞退した場合には保留通知書は発行されません。なお、同一年度内の利用調整において自己都合による辞退をしたことがある場合は、その旨が保留通知書に記載されます。
- この取扱いを希望した申込みの翌月以降、直ちに復職を希望する必要がある場合、「保育所等入所申込書兼教育・保育給付認定申請書」の該当項目箇所の記入の訂正手続が必要となります。
※手続には本人確認書類と訂正印が必要です。
- 施設の人気等の問い合わせには一切お答えできません。



7. 申込みの後に変更があった場合について

(1) 変更事項があったとき

1 申込みの後に世帯や仕事などの状況が変わったときは…

申込み時点から状況に変化が生じたときは、必ず次の書類をご提出ください。提出先は本課窓口です。

必要書類	必要な方
変更届及び各種証明書類	全員

① 利用調整の結果待ちまたは入所内定している場合

申込み時点と施設の内定後で就労などの実態に差異がある時は、内定取消しまたは退所となる可能性があります。可能な限り変更がないことが望ましいですが、やむを得ず状況に変化が生じた場合は、速やかに変更届と該当する保育要件を証明する書類を提出してください。書類の提出が遅れる場合は、事前に本課にお知らせください。

② 入所保留中の場合

速やかに変更届と該当する保育要件を証明する書類を提出してください。原則として各月の利用調整の締切日までに提出された書類のみ調整に反映します。

変更届に添付する保育要件を証明する書類（一例）

変更内容	提出書類(変更届に加えて)
求職活動・転職活動から就職が決まった(内定を含む)	・ 就労証明書 自営業主など(※)は「事業を営んでいることを証明する書類の例」(10ページ参照)に掲げるいずれかの書類の写し
就労(転職)内定から実際に働き始めた	・ 就労証明書(証明年月日が就労開始日以後のもの) 自営業主など(※)は「事業を営んでいることを証明する書類の例」(10ページ参照)に掲げるいずれかの書類の写し
産前産後休暇・育児休業から復職した	・ 就労証明書(証明年月日が復職日以後のもの)
就労条件を変更した (就労場所・日数・時間など)	・ 就労証明書(変更後のもの) 自営業主など(※)は「事業を営んでいることを証明する書類の例」(10ページ参照)に掲げるいずれかの書類の写し
病気・障がいになった	・ 診断書(本市の様式) ・ 障害者手帳等の写し
次の子どもを妊娠した	・ 母子健康手帳の写し (母親の氏名・分娩予定日が記載されたページ)
学校などに入学した	・ 在学証明書(本市の様式)

(※) 会社の登記をされていない事業所で事業主が本人、配偶者または二親等内の親族の場合

変更届に添付する世帯の状況に関する書類（一例）

変更内容	提出書類(変更届に加えて)
① 離婚して別居することになった	次のいずれかひとつの写し ・ 戸籍全部事項証明書 ・ 児童扶養手当証書 ・ 福祉医療費受給者証（※）
② 婚姻した / パートナーと同居することになった	(パートナーの) ・ 保育要件を証明する書類 例) 就労証明書など ・ 保育料を算定するための書類 例) 源泉徴収票など（※）
③ 新たに妊娠した	未就学のきょうだい誰かだけが保育所等施設を利用することはできません。別途、手続きが必要です。17ページを参照してください。

(※) 変更届には事由発生日も記入してください。原則、①・②の場合は事由発生日の翌月から保育料を再算定します。

2 希望する施設を追加したい場合や希望順を変更したい場合

希望する施設・希望順について変更する場合は「申請内容変更届」を提出する必要があります。各月の申込み受付期間内に提出されたものののみ利用調整に反映されます。

また、きょうだいで入所(転所)の申込みをしている方で希望条件を変更する場合は「きょうだい入所(転所)条件確認表」を併せてご提出ください。

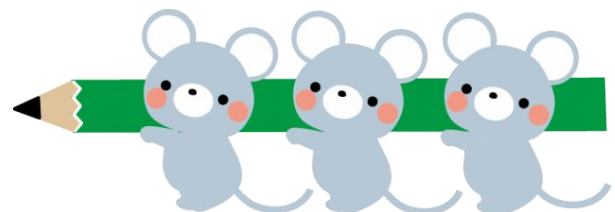
※ 手続きには、本人確認書類(手続きに来られる方)が必要です。

3 保育の必要がなくなった場合

市外への転出が決まった場合や保育の必要がなくなった場合は「保育所等入所申込み取下届・承諾辞退届」を速やかに本課窓口に提出してください。

※ 手続きには以下の書類等が必要となります。

- ・ 来庁者の本人確認書類
- ・ 教育・保育給付認定証（交付済の場合）
- ・ 保育所等入所保留通知書（交付済の場合）



(2) 申込みの後に妊娠がわかったとき

次の書類を本課窓口にご提出ください。提出がないまま施設に内定または入所した場合は、内定取消しまたは退所となる可能性があります。

提出期限	提出書類
妊娠がわかり次第	変更届
	母子健康手帳の写し(母親の氏名・分娩予定日が記載されたページ)

申込みの有効期間は教育・保育給付認定証における「妊娠・出産」の有効期間になります。有効期間後も申込みの継続を希望する場合は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の10日(10日が閉庁日の場合は前開庁日)までに手続きをしてください。

例えば、令和9年4月11日が分娩予定日の場合は、令和9年6月末まで(出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日)が教育・保育給付認定証の有効期間(=申込みの有効期間)になるため、7月以降も申込みを継続するためには7月入所調整の提出期限(=令和9年6月10日)までに手続きをする必要があります。また、産前休(予定日から起算して6週間前)の期間については原則として就労要件には該当しません。

なお、出産日が変更になった場合は教育・保育給付認定の有効期間が変わる可能性がありますので速やかにお知らせください。

1 申込みの継続を希望する場合

妊娠・出産要件以降の保育要件を証明する書類に加えて、生まれたきょうだいの同時入所の申込みまたは保育状況を証明する書類の提出が必要です。

なお、きょうだいの誰かだけが先に内定した場合でも、必ず復職等の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

● 育児休業取得の場合

母子健康手帳を提出				出産予定月						
-----------	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	--

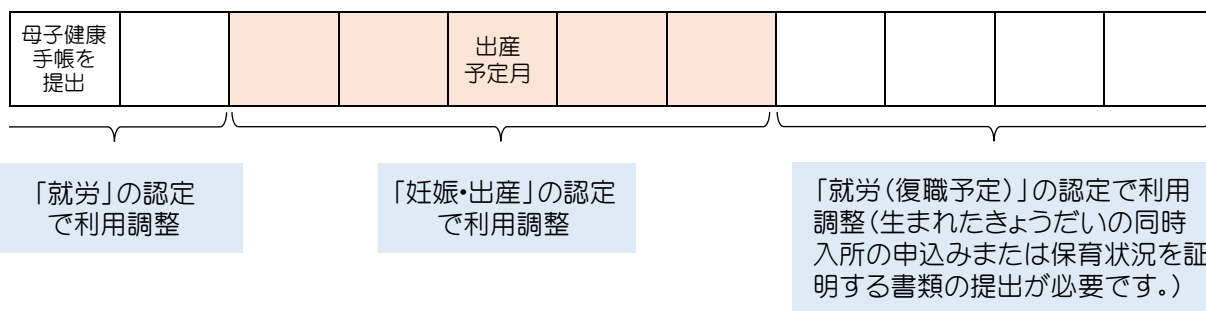
「就労」の認定で利用調整

「妊娠・出産」の認定で利用調整

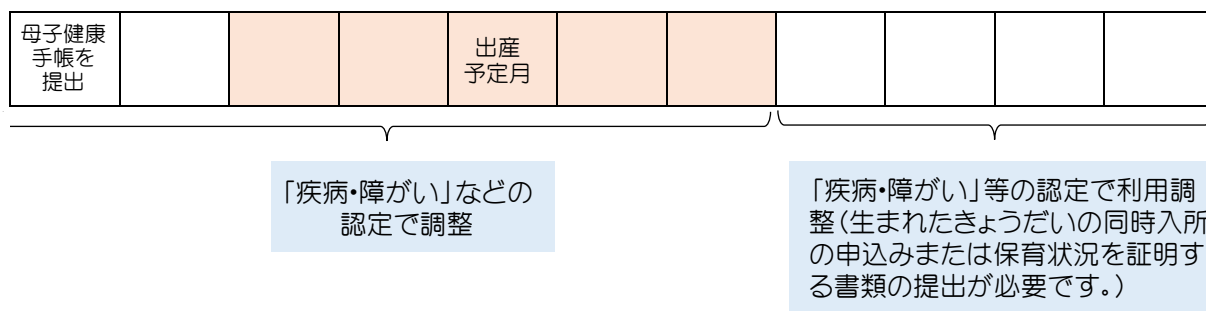
「就労(復職予定)※」の認定で利用調整(生まれたきょうだいの同時入所の申込みまたは保育状況を証明する書類の提出が必要です。)

※施設に内定した際、育児休業を短縮して復職ができる場合に限る

● 自営業等ですぐ復職する場合

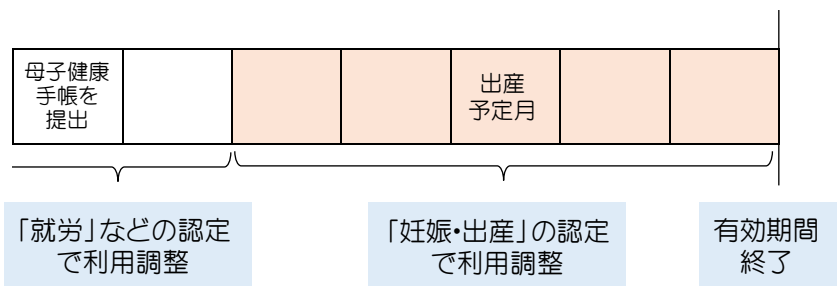


● その他(要件が疾病・障がい等の場合)



2 申込みの継続を希望しない場合(1の手続をしない場合)

「妊娠・出産」の有効期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。有効期間の経過後、教育・保育給付認定証及び申込みについても有効期間終了となります。



8. 継続利用及び転所・退所の手続について

施設を利用中の方が令和10年度も引き続き施設の利用を希望する場合、別の施設に転所を希望する場合または利用している施設を退所する場合は、それぞれ以下の手続が必要となります。

(1) 令和10年度の継続利用を希望する場合	
提出書類	継続利用児現況届
提出期日	市が指定する期日（別途お知らせします。）
提出方法	オンライン

(2) 令和9年度中に転所を希望する場合		
提出書類	・ 保育所等転所願 ・ きょうだい入所（転所）条件確認表及び組合せ表（必要な場合のみ） ・ 保育要件を証明する書類（9ページ参照）	
提出期日	年度途中転所	転所希望月の前月10日（10日が閉庁日の場合は前開庁日）
提出先	保育幼稚園課	
その他	・ 転所内定後に内定取消しになった場合、現在利用する施設に戻ることはできません。 ・ 利用調整は「保育所等利用選考基準表」（35ページ参照）に基づき、新規申請者と合わせて行います。 ・ 転所願は、保育要件が続く限り、年度末まで有効です。 ・ 転所できない場合は、現在の施設を引き続き利用することになります。 ・ 転所決定後に辞退された場合、現在利用する施設に戻ることはできません。 ・ 転所が決定した場合であっても、現在利用する施設へすでに支払った諸費等は返金されない場合があります。 ・ 育児休業取得中の継続利用をしている子どもは、転所できません（転所希望月から復職予定の場合を除く）。	

(3) 退所する場合	
提出書類	保育所等退所届
提出期日	退所することが決まり次第速やかに
提出先	利用する施設
その他	退所届提出後の取下げはできませんので、ご注意ください。

- ※ 市外の施設を広域利用中や認可外保育施設等（企業主導型保育施設を含む。）を利用中の方が、市内認可保育施設の利用を希望される場合は「転所」には該当せず、新規の入所申込みが必要になります（逆の場合も同様です。）。
- ※ 小規模保育事業2歳児クラスまたはウェルネス保育園京田辺2歳児クラスを利用中の方が、次年度から他施設の3歳児クラスの利用を希望される場合は「転所」には該当せず、新規の入所申込みが必要になります。

9. 入所後の注意事項

入所後は、以下のとおり書類の提出が必要となりますので、それぞれの提出期限までに利用する施設に必要書類を提出してください。

提出期限までに提出されなかった場合や施設を利用するために十分な保育要件が確認できない場合は、退所（保育実施の解除）になる場合があります。

また、以下の場合以外でも手続きが必要となる場合がありますので、利用する施設または本課にお問い合わせください。

《 全員対象 》

★ 保育要件を確認するための調査

（ 1回目 4月
2回目 9月 ）

《 該当者のみ 》

- ◆ 住所、連絡先、世帯の状況等何らかの変更が生じた場合
- ◆ 新たに就労を始めるまたは転職・退職する場合
- ◆ 就労内容（勤務時間・雇用期間等）が変更となる場合
- ◆ 育児休業を取得・延長または終了する場合
- ◆ 妊娠がわかった場合

（一例）

提出書類：変更届 + 添付書類（就労証明書・継続入所願 等）

提出時期：変更することが決まり次第、速やかに提出してください。

※各月10日までに提出があれば翌月1日より変更されます。

- ◆ 「採用予定」「求職活動」「起業準備」「育児休業からの復職を前提とした就労」の要件で入所した場合

注意！

入所内定時の保育要件に係る転職や退職等は内定取消しや退所となる可能性があるため必ず事前に相談ください。

提出書類：（就労開始日・育児休業からの復職日以降に発行された）就労証明書等

提出期限：採用予定の要件で入所した場合 …… 入所した月の末日

求職活動・起業準備の要件で入所した場合 …… 入所後90日を経過する日の月末まで

育児休業からの復職を前提とした就労の要件で入所した場合 …… 入所した翌月の末日

10. 保育料（利用者負担額）などについて

教育・保育給付認定子どもの保育料(利用者負担額)は、保護者の所得に応じて算定された市(区町村)民税の所得割額をもとに決定しています。保育の必要量の認定区分や年齢区分、世帯状況等によって保育料が異なります。

保育料の無償化について

以下の子どもに係る保育料が無償となります。

- ・ 3歳児から5歳児全員
- ・ 住民税非課税世帯の0歳児から2歳児

なお、副食費(おかず代)は実費徴収となります。

詳しくは「(6)給食費について」(25ページ)でご確認ください。

※ 延長保育料は無償化の対象外です。

(1) 保育料の算定方法

保育料は、4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市(区町村)民税額により算定します。そのため、年度途中で保育料が変更となる場合があります。

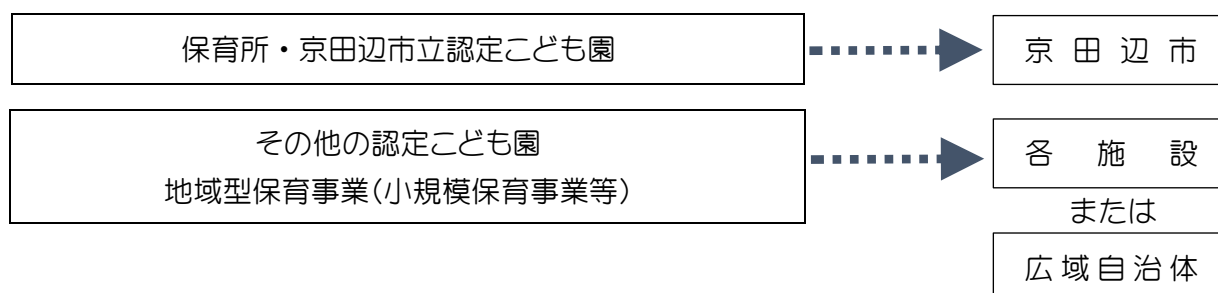
また、下記の基準日時点で京田辺市内に住民票がなかった保護者については、原則として情報連携により基準日に住民票のあった自治体から税情報を取得しますが、場合により税の証明書類の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

《令和9年度の保育料算定の仕組み》

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和8年度の市(区町村)民税額で算定 基準日：令和8年1月1日 (税額通知は令和8年6月以降)	令和9年度の市(区町村)民税額で算定 基準日：令和9年1月1日 (税額通知は令和9年6月以降)

- ※ 確定申告及び修正申告等で税額が変更された場合や、離婚等で保育料納付義務者や合計課税額が変更になる場合、保育料が変更になる場合がありますので、速やかに連絡してください。
- ※ 保育料は、原則として父母の課税額の合計で階層認定を行います。世帯の状況によっては、父母以外の保護者(祖父母等)の課税額をもとに階層認定を行う場合があります。また、算定にあたっては、住宅借入金特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の適用はありません。
- ※ 施設の利用は原則として1か月単位です。利用日数にかかわらず1か月分の利用者負担額(保育料・給食費等)を負担していただきます。
- ※ 保育料は市民税所得割額で決定するため、収入がない方でも必ず市(区町村)民税の申告をしてください。

(2) 保育料の納付先



(3) 保育料の納付方法

《 保育料は、便利で安全な口座振替での納付をお願いします。》

(注意) 京田辺市が徴収しない施設の場合、施設ごとに支払方法・支払日が異なりますので、利用する施設にご確認ください。

口座振替による納付

保育料の納付については、納入者の利便と納入金の安全を確保するため、原則として口座振替で納付してください。

下記のいずれかの指定金融機関で口座振替の登録手続きをしていただくことで、毎月末日(休業日の場合は翌営業日)に指定の口座から引き落とされます。

京都銀行・南都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫・ＪＡ京都やましろ・ゆうちょ銀行

※口座振替できなかった場合

預金残高不足等により指定日に口座振替ができなかった場合は、督促状をお送りしますので、届き次第速やかに納付してください。

納入通知書(納付書)による納付

やむを得ない事情のため口座振替による納付ができない方には、毎月１０日前後に納入通知(納付書)を発行します。

届きましたら、下記の金融機関等に持参の上、納入期限までに現金で納付してください。

京都銀行・南都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫
ＪＡ京都やましろ・ゆうちょ銀行・近畿労働金庫
京田辺市役所(出納室)または市立保育所・市立認定こども園

保育料は必ず期限までに納めましょう！！

保育料を滞納すると、他の利用者との公平性が失われるだけでなく、保育現場に大きな影響を与え、保育のサービスが維持できなくなるおそれがあります。

未納のまま放置されると、納付意思がないものと判断され、自宅や職場への訪問、差押えなどの処分を受ける可能性があります。

また、納付が滞った場合には、児童手当から保育料の支払に充てますので、ご注意ください。

何らかの事情で保育料を納めることができない場合は、分割納付などの相談に応じますので、本課までご連絡をお願いします。



(4) 京田辺市保育所保育料一覧表

月額保育料 保育標準時間

《 令和8年10月1日現在 》

定 義		階層 区分	0 歳児	1・2 歳児	3・4・5 歳児
生活保護受給世帯等		A	0 円	0 円	0 円
市民税非課税世帯		B	0 円	0 円	0 円
市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等)		C1	4,900 円	4,900 円	0 円
市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等以外)		C2	9,800 円	9,800 円	0 円
市民税所得割・均等割課税世帯で所得割額の合計が各範囲のもの	48,600 円未満 (ひとり親世帯等)	D1	4,900 円	4,900 円	0 円
	48,600 円未満	D2	11,800 円	11,800 円	0 円
	48,600 円以上 64,600 円未満 (ひとり親世帯等)	D3	4,900 円	4,900 円	0 円
	48,600 円以上 64,600 円未満	D4	16,100 円	16,100 円	0 円
	64,600 円以上 77,101 円未満 (ひとり親世帯等)	D5	4,900 円	4,900 円	0 円
	64,600 円以上 80,600 円未満	D6	19,500 円	19,500 円	0 円
	80,600 円以上 97,000 円未満	D7	22,200 円	22,200 円	0 円
	97,000 円以上 121,000 円未満	D8	27,600 円	27,600 円	0 円
	121,000 円以上 145,000 円未満	D9	33,700 円	33,700 円	0 円
	145,000 円以上 169,000 円未満	D10	37,500 円	37,500 円	0 円
	169,000 円以上 202,000 円未満	D11	40,600 円	40,600 円	0 円
	202,000 円以上 235,000 円未満	D12	43,200 円	43,100 円	0 円
	235,000 円以上 268,000 円未満	D13	46,900 円	46,800 円	0 円
	268,000 円以上 301,000 円未満	D14	50,700 円	50,600 円	0 円
	301,000 円以上 333,000 円未満	D15	52,500 円	52,400 円	0 円
	333,000 円以上 365,000 円未満	D16	54,600 円	54,500 円	0 円
	365,000 円以上 397,000 円未満	D17	60,000 円	59,900 円	0 円
	397,000 円以上 445,000 円未満	D18	65,400 円	65,300 円	0 円
	445,000 円以上	D19	70,900 円	70,800 円	0 円

月額保育料 保育短時間

《 令和8年10月1日現在 》

定 義		階層 区分	0 歳児	1・2 歳児	3・4・5 歳児
生活保護受給世帯等		A	0 円	0 円	0 円
市民税非課税世帯		B	0 円	0 円	0 円
市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等)		C1	4,800 円	4,800 円	0 円
市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等以外)		C2	9,600 円	9,600 円	0 円
市民税所得割・均等割課税世帯で所得割額の合計が各範囲のもの	48,600 円未満 (ひとり親世帯等)	D1	4,800 円	4,800 円	0 円
	48,600 円未満	D2	11,500 円	11,500 円	0 円
	48,600 円以上 64,600 円未満 (ひとり親世帯等)	D3	4,800 円	4,800 円	0 円
	48,600 円以上 64,600 円未満	D4	15,800 円	15,800 円	0 円
	64,600 円以上 77,101 円未満 (ひとり親世帯等)	D5	4,800 円	4,800 円	0 円
	64,600 円以上 80,600 円未満	D6	19,100 円	19,100 円	0 円
	80,600 円以上 97,000 円未満	D7	21,800 円	21,800 円	0 円
	97,000 円以上 121,000 円未満	D8	27,100 円	27,100 円	0 円
	121,000 円以上 145,000 円未満	D9	33,100 円	33,100 円	0 円
	145,000 円以上 169,000 円未満	D10	36,800 円	36,800 円	0 円
	169,000 円以上 202,000 円未満	D11	39,900 円	39,900 円	0 円
	202,000 円以上 235,000 円未満	D12	42,400 円	42,300 円	0 円
	235,000 円以上 268,000 円未満	D13	46,100 円	46,000 円	0 円
	268,000 円以上 301,000 円未満	D14	49,800 円	49,700 円	0 円
	301,000 円以上 333,000 円未満	D15	51,600 円	51,500 円	0 円
	333,000 円以上 365,000 円未満	D16	53,600 円	53,500 円	0 円
	365,000 円以上 397,000 円未満	D17	58,900 円	58,800 円	0 円
	397,000 円以上 445,000 円未満	D18	64,200 円	64,100 円	0 円
	445,000 円以上	D19	69,600 円	69,500 円	0 円

(5) 保育料の減免措置

保育料については、以下のような減免制度があります。

ご不明な点がありましたら、本課にお問い合わせください。

減免内容	要 件（年齢制限・所得制限など）
第2子半額	同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが保育所等（※1）に在籍または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合
	市（区町村）民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯で、生計を一にする世帯に子どもが2人以上いる場合（子どもの年齢制限なし）
第2子以降無料	市（区町村）民税所得割額の合計が77,101円未満のひとり親世帯等（※2）の場合
第3子以降無料	同一世帯から3人以上の小学校就学前の子どもが保育所等（※1）に在籍または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合
	市（区町村）民税所得割額の合計が169,000円未満（D10階層まで）の世帯で、令和9年4月1日時点で18歳未満の子どもが3人以上いる場合
	市（区町村）民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯で、保護者が扶養する子どもが3人以上いる場合（子どもの年齢制限なし）

(6) 給食費について

保育所等施設では、子どもの健全な発育・発達や望ましい食習慣の形成、食に関する関心向上等を図るため、給食を提供しています（食育の取組として「お弁当の日」を設定している施設もあります）。

給食費（主食費〔米飯代〕＋副食費〔おかず代〕）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、無償化後も保護者負担が原則（0～2歳児の給食費は保育料に含まれています）となり、利用している施設（市立保育所・認定こども園については市）で実費徴収させていただきます。徴収方法・徴収金額はそれぞれ異なる場合がありますので、各施設でご確認ください。徴収金額については、物価高騰の影響により変更となる可能性があります。

なお、以下のいずれかに該当する子どもについては副食費が免除になります。

- 1) 市（区町村）民税所得割額の合計が57,700円未満（ひとり親世帯等（※2）にあつては77,101円未満）世帯の子ども
- 2) 同一世帯から3人以上の小学校就学前の子どもが保育所等（※1）に在籍または児童発達支援・医療型児童発達支援等を利用している場合の第3子以降の子ども
- 3) 市（区町村）民税所得割額の合計が169,000円未満世帯で、令和9年4月1日時点で18歳未満の子どもが3人以上いる場合の第3子以降の子ども
- 4) 市（区町村）民税所得割額の合計が77,101円未満世帯で、生計を一にする世帯に子どもが3人以上いる場合の第3子以降の子ども（子どもの年齢制限なし）

（※1）「保育所等」…… 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚園又は児童心理治療施設通所部

（※2）「ひとり親世帯等」…… 以下の世帯のことをいいます。

- ① 児童扶養手当受給の有無にかかわらず、利用する子どもの父または母あるいはそれに代わる保護者が戸籍を別にし、かつ住民登録上及び事実上いない（同居していない）世帯
- ② 利用する子どもと同居する家族に障害者手帳等の発行を受けている者がいる世帯

1 1. 保育の利用開始日・保育時間・休所日

(1) 保育の利用開始日

※各月 1 日付の入所となります。

4 月入所(転所)	令和 9 年 4 月 5 日(月) 入所式 (令和 9 年 4 月 6 日(火) から 保育開始) ※私立園については、上記と異なる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。 ※1 日から保育開始日までの保育の取扱いに関しては各施設にお問い合わせください。
年度途中入所(転所)	入所内定月の 1 日から 保育開始



(2) 施設の保育時間

施設名	開所時間		保育標準時間		保育短時間	
	月～金	土	月～金	土	月～金	土
草内保育所	7 時～19 時	7 時～16 時	7 時～16 時	7 時～16 時	8 時 30 分～ 16 時	
三山木保育所						
大住こども園						
河原こども園						
(仮称)新こども園						
大住保育園						
松井ヶ丘保育園						
まゆあいのおうち保育園		7 時～18 時	7 時～18 時	7 時～18 時	8 時 30 分～ 16 時 30 分	8 時～16 時
みみづく保育園						
こもれび						
ウェルネス保育園京田辺		7 時～18 時	7 時～18 時	7 時～18 時	8 時 30 分～ 16 時 30 分	
みんなのき三山木こども園						
ニチイキッズたなべ保育園						
ほほえみ保育園京田辺園						
ほほえみ保育園三山木園						

【注意事項】

1. 保育標準時間の認定を受けた方は、就労等の状況により各施設から許可された時間の保育利用が可能です。保育標準時間認定を受けた方全員が 1 1 時間利用できる制度ではありません。
2. 就労等の状況により 1 8 時以降も保育が必要な場合は、各施設で延長保育の申請をしてください。なお、延長保育料がかかる場合があります。

（３）ならし保育について

初めて施設を利用する子どもにとって、新しい環境に慣れるまではしばらく時間がかかります。子どもの心身に大きな負担やストレスをかけないようにするため、全ての子どもを対象に入所後おおむね7日間のならし保育を実施しています。

ならし保育実施中は延長保育の利用はできませんので、お迎えの時間を確認の上、事前に予定の調整をお願いします。詳しくは各施設にご確認ください。

ならし保育実施中の保育時間	8時30分からお昼(給食後)までの間
---------------	--------------------

（４）休所日

以下のいずれかに該当する日は、休所となります。

私立園では対応が異なる場合があります。詳しくは各施設にご確認ください。

- ① 年末年始（12月29日～1月3日）
- ② 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び休日
- ③ 入所式の午後
- ④ 気象特別警報及び気象警報（暴風警報、暴風雪警報、大雪警報に限る）発表時
- ⑤ 暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他の異常な自然現象により生じる災害の発生が予想されるとき
- ⑥ その他市長が特に必要と認めた日



12. 市立幼稚園・保育所の再編整備計画について

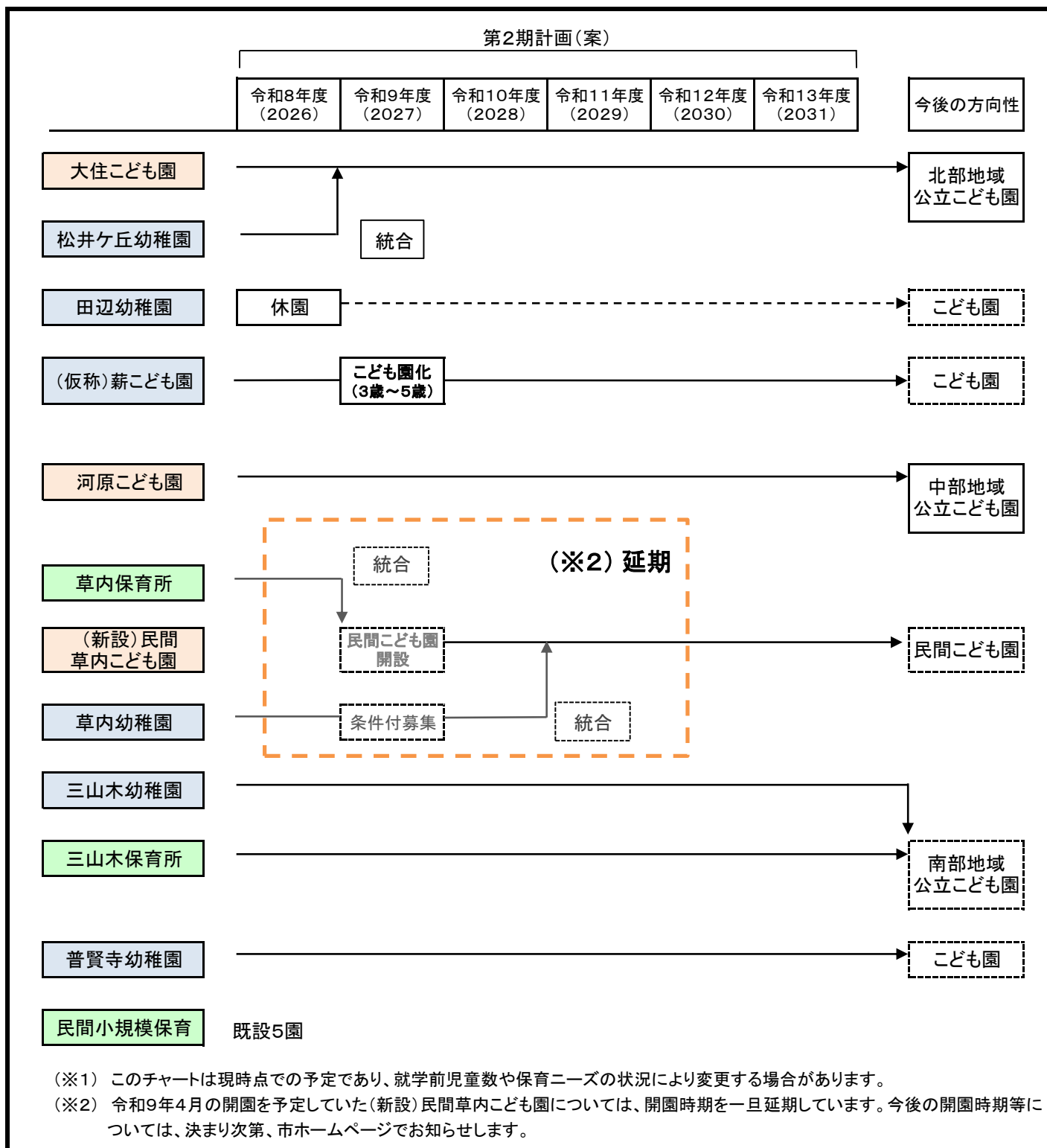
本市では、令和8年3月に「第2期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」を策定し、市立幼稚園・保育所の再編整備を進めています。今後、施設の統合やこども園化等が予定されている場合がありますので、入所申込みにあたっては、各施設の今後の状況をご確認の上、入所申込みをしてください。

再編整備計画の詳細については、市ホームページ等でご確認ください。

第2期計画のHPIはこちら→



＜再編整備計画チャート＞（※1）



1 3. 配慮・アレルギー対応・医療的ケアが必要な子どもについて

(1) 配慮が必要な子どもの申込み

子どもについて、発達の遅れなど気になることがある場合は必ず申込書類の「子どもの健康状態について」に記入してください。なお、詳しい状況について聞き取りをさせていただく可能性があります。

(2) アレルギーのある子どもの申込み

食物アレルギーに対する給食の対応については、医師の診断書に基づき、保護者と施設とが共通理解をした上で、施設としてできる限りの協力をしています。私立の施設では対応が異なる場合がありますので各施設へお問い合わせください。

市立保育所・認定こども園における食物アレルギー対応基準
＝具体的な対応＝

単品の除去

調理を行わず、単品で配膳する食物アレルギーの原因食品を提供しないようにします。

(例:パン、乳製品(牛乳・チーズ・ヨーグルト等)など)

除去食の提供

調理の最終工程で取り分けることができる場合に、食物アレルギーの原因食品を加える前の段階で、対象の子どもが食べる分をあらかじめ取り分けて提供します。

(例:ごま和えの「ごま」、味噌汁の「豆腐」など)

弁当持参(一部・全部)

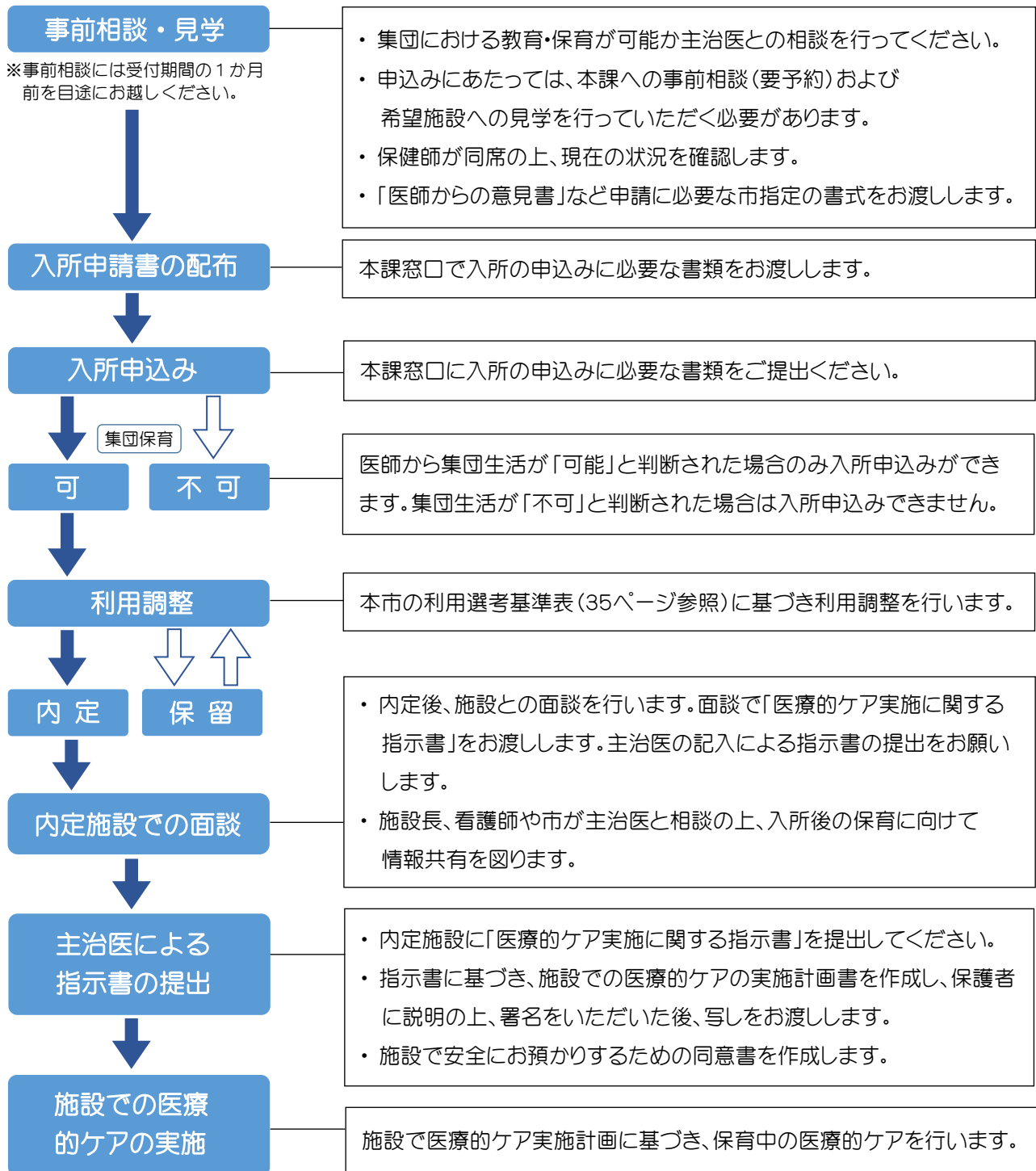
集団給食において、除去食の提供ができないことがあります。その際は、お弁当やおやつ持参をお願いします。具体的には微量でも重症化するおそれのある場合、食物アレルギーの原因食品が複数ある場合、原因食品が献立の中心食材の場合、除去食の提供において安全性の確保が困難な場合などです。

(3) 医療的ケアが必要な子どもの申込み

主治医より**集団生活が可能と判断されていること**などを前提として施設では医療的ケアが必要な子どもの受入れをしています。医療的ケア児保育支援事業とは、医療的ケアが必要な子どもの施設での集団生活を支援する事業です。具体的には、施設において、主治医の指示・指導の下、施設に配置した看護師が日常生活に必要な医療的ケアを実施します。子どもの状況や医療的ケアの内容を確認させていただく必要がありますので、申込みの前に必ず本課にご相談ください。保健師が同席いたしますので事前に予約を行っていただきますようお願いいたします。

仮に利用調整上は入所内定となったとしても、子どもの状況や医療的ケアの内容によっては施設の体制が整わないため安全に保育する事ができないなどの理由により、入所内定月からの利用開始とはならない場合があります。

◎医療的ケア児の入所までの流れ



医療的ケアの実施における注意点

- 医療的ケアに必要な医療機関に対する診療報酬・文書代などは、保護者負担となります。また、施設における医療的ケアの実施に必要な器具および消耗品などをご用意いただきます。
- 施設は医師が記入した指示書に基づき、保護者と手順、内容などを確認の上、医療的ケアを実施します。医療的ケアの内容、薬の種類・量の変更があった場合には、保護者は医師に指示書の記入を依頼し、施設にあらためて提出していただきます。
- 子どもを安全にお預かりするために、施設と保護者の緊密な連携が必要です。施設の運営にご理解・ご協力をお願いいたします。

14. よくあるお問い合わせについて

施設選びに関して

Q1 施設によって違いはありますか。

- A** 市立・私立ともに全ての保育所等施設は国の基準を満たしています。ただし、施設ごとに独自の取り組みがあります。詳しくは施設へ直接ご確認ください。

Q2 空きのある施設はどこですか。

- A** 受入枠に関しては、各月の利用調整日までに各施設からの報告を受けて設定をするため事前にはわかりません。ただし、前月までの調整結果については、市ホームページに掲載しているのを参考にしてください。なお、職員配置や各施設の受入れ体制の問題などから、空枠が生じている施設であっても次月調整時に受入枠が発生しないこともありますのでご了承ください。

Q3 人気のある／ない施設はどこですか。

- A** 京田辺市では利用申込みにあたり、希望する施設の数に制限を設けていないため、倍率などの統計は取っていません。そのため、施設の人気等の質問には一切お答えできません。

Q4 施設を見学するにはどうすればいいですか。

- A** 各施設の開所時間内に直接各施設にお問い合わせください。なお、場合によってはすぐにご案内できないこともあります。

申込みにに関して

Q5 入所は先着順ですか。

- A** 申込みの早さと入所のしやすさは一切関係ありません。ただし、申請書類に不備があると受理ができませんので、受付締切日の直前ではなく余裕を持った提出を推奨します。

Q6 空きのない施設も希望することはできますか。

- A** 仮に前月の調整結果において定員を満たしていても、利用調整までに転出に伴う退園等により欠員が生じたり、施設の体制が整うことにより、受入枠が発生する場合があります。そのため、受入枠を気にすることなく、実際に通うことが可能な施設を通いたい順番で記入してください。

Q7 希望施設の希望順位を上げると、入所しやすくなりますか。

- A** 京田辺市の利用調整の方法では、同一の希望順位同士での調整などは行っていない。あくまでも自分の調整順になった時に、どの施設から調整を行っていくかの希望順位となるため、実際に通いたい順番で希望する施設を記入してください。

Q8 希望施設を複数書くと入所しやすくなりますか。

- A** 希望施設の数利用調整における優先度には一切影響しません。しかし、希望施設が多いほど、調整の対象になる施設の数も増えるため、いずれかの施設に決まる可能性は高くなります。ただし、内定しても実際に通うことのできる施設のみ記入するようにしてください。

Q 9 施設の見学に行った方が調整において有利になりますか。

A 見学の有無が利用調整に影響することはありません。ただし、医療的ケア児に該当する可能性がある場合については事前の見学が必須となります。

Q 10 9月入所の申込みで8月中に2歳を迎えている場合、入所は2歳児クラスですか。

A 何歳児クラスに該当するかは、申込み年度の4月1日時点の年齢で決められます。従って、入所するクラスは1歳児クラスです。

Q 11 必要書類は何か月以内に発行されたものが有効ですか。

A 内容に変更がないことを前提として、保育の必要性を証明する書類は入所希望月から3か月以内（5月入所申込みの場合は2か月以内）までに発行されたものが有効です（例：9月入所申込みの場合は6月1日以降のものが有効）。ただし、4月入所申込みの場合は前年9月1日以降のものが有効です。

利用調整に関して

Q 12 京田辺市は保育所等に入所しやすいですか。

A 京田辺市では近年若い世代の転入が急激に増加している影響で、随時、保育施設の増設はおこなっているものの、ひっ迫した状況が続いています。施設の選び方によっては、両親ともに毎月160時間以上の就労であっても標準的な指数となることも見受けられます。

Q 13 家庭や仕事の状況等について、入所（転所）の申込み時と内定または入所時点で差異があった場合はどうなりますか。

A 利用調整は、各利用希望月の申込みの締切日を基準日とし、基準日時点で提出されている書類に基づいた状況が利用希望月まで継続しているものとして決定します。そのため、利用希望月までに状況が変わり、指数等が変更となる場合は内定取消しや退所となる場合があります。とくに年度当初の利用申込みに関しては、例年、内定取消しとなる事由が発生していますので十分にご注意ください。

Q 14 調整結果はいつ頃分かりますか。

A 4月の利用調整分は、調整結果にかかわらず1月29日付で発送します。
年度途中の利用調整分は、入所内定の場合は、調整日または調整日の翌開庁日に電話で連絡した後、同月末頃に書面で通知を行います。入所保留の場合は、調整希望初月のみ前月末頃に書面で通知を行います。

Q 15 入所保留になりましたが自分が何番目の待機か知りたいです。

A 複数施設に対して申請が可能であり、同一の希望順位同士での調整ではないことから、そういった個別の対応は行っていません。また、保留となっている期間が長いほど有利というわけではなく、調整日時点における申請者全体での指数順で調整順が変動するため、仮にわかったとしても有意な情報とは言えないことから、個別の算出も行っていません。

Q16 入所保留になりましたが指数が知りたいです。

A 各月の結果通知以降であれば、本人確認の上で保護者に対して本人の合計指数のみ回答可能です。

Q17 入所内定したものの、入所前の段階で育児休業から復職した後に転職をした場合どうなりますか。

A 育児休業からの復職をしてから退職をしているため申請が無効になることはありません。ただし、転職に伴って状況が変更となるため内定取消しや退所となる可能性があります。そのため、あまり推奨はしませんが、転職が決まった場合は、必ず速やかに「育児休業復職済み及び退職日の記載された前職の就労証明書」と「転職先の就労証明書」を提出してください。

Q18 前年度までに入所保留/入所辞退となったことがあるのですが有利/不利になりますか。

A 利用調整は年度ごとの申請によって行うため、前年度までの結果は一切影響しません。

入所後について

Q19 土曜日の保育の利用を希望する場合はどうすればいいですか。

A 父母どちらも就労証明書に土曜日の勤務について記載されている必要があります。雇用契約上は出勤日ではないものの、定期的に休日出勤等で働く場合がある時などはその旨がわかるように備考欄に補記してもらってください。その他、施設ごとに必要な手続きが異なりますので、詳しくは内定後、施設に直接ご確認ください。

Q20 家庭や仕事の状況等について変更があったものの、書類の取得に時間がかかる場合はどうすればいいですか。

A 認定の変更(保育要件や必要量の変更)は市が月単位で行います。毎月前月の10日が締切り(本課必着)となるため、それまでに変更の届出や就労証明書等の必要書類の提出ができない場合は、原則として最短で翌々月からの変更となります。やむを得ず提出が間に合わないことが見込まれる場合は、必ず事前に本課に相談してください。

Q21 子どもの体調不良等が続き、あまり働けていない状況が続いていますがどうすればいいですか。

A 最低64時間は必ず毎月超える必要があります。子どもの体調不良で数日欠勤しても64時間を下回らないよう、余裕を持ったシフトや契約時間とする働き方が推奨されます。

Q22 夏休み期間等に勤務がない月がある仕事をしていますがどうすればいいですか。

A 給食の調理員や学校事務等のような、夏休みなどに有給等でない長期の休みが見込まれる職であっても、最低64時間は就労が必要です。該当の期間については、短期のアルバイト等で不足分の時間を補ってください。就業規則等で副業が禁止されている場合については、その旨が記載された雇用契約の写し等の提出が必要です。

保育料について

Q23 3歳になりましたが保育料は無償になりますか。

- A 保育所や認定こども園(保育所枠)で保育料が無償となるのは3歳児クラスからとなります。幼稚園や認定こども園(幼稚園枠)とは無償となる時期が異なりますので注意してください。なお、保育料無償化後も別途給食費は必要となります。

Q24 祖父母と同居していますが保育料に関係ありますか。

- A 祖父母等が同一住所で暮らしていて、「家計の主宰者」と判断される場合は、その方の市民税所得割額なども合算して保育料を決定します。

Q25 「家計の主宰者」と判断されるのは、どのような場合ですか。

- A ひとり親世帯(父子・母子世帯)において父または母の市民税が課税されていない場合等に、同一住所で他に最多収入者(最多納税者)がいる場合は、「家計の主宰者」として判断される可能性があります。

Q26 海外から転入する場合、保育料はどのように決まりますか。

- A 年間収入及び控除額(4～8月は前々年分、9～3月は前年分)が記載された書類を提出いただき、それを基に市で市民税相当額を算出した上で決定します。

Q27 住宅ローンやふるさと納税により市民税が減額されていますが、保育料は安くなりますか。

- A 保育料算定の際は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除などの税額控除の適用はありません。なお、調整控除と定額減税については適用されます。

Q28 長期欠席した場合、保育料は安くなりますか。

- A 利用日数にかかわらず、在籍中の月は保育料が満額かかります。なお、長期間(おおよそ1か月以上)一度も利用をしない場合は、保育の必要性がないものとして退所になる場合があります。

Q29 保育料の決定通知はいつ送られてくるのですか。

- A 在園児に対して、毎年3月末日(4～8月分)と8月末日(9～3月分)に郵送します。年度途中の入所や変更があった場合は、該当月の前月末頃に随時郵送します。また、3歳児クラス以上の子どもに関しては保育料が無償となるため、保育料決定通知は送付しません。
なお、事前の保育料額の問合せ等には回答いたしかねますので通知をお待ちください。

Q30 離婚や結婚(事実婚含む)をした場合、保育料に変更はありますか。

- A 変更後の世帯構成に基づき保育料を再計算する必要があるため、保育料が変更になる可能性があります。戸籍全部事項証明書の写し等を提出してください。
なお、原則として保育料をひとり親として算定できるのは離婚が成立し、かつ父と母が別居している場合となります。離婚協議中の場合や離婚が成立していても、父と母が同居している場合は対象となりません。

15. 令和9年度京田辺市保育所等利用選考基準表

調整指数表

区分		世帯の状況	指数
1	ひとり親世帯	配偶者と離婚が成立しているかつ実態として同居しておらず、それを確認できる証明書類の提出がある場合	42
	その他	配偶者と離婚協議中でその配偶者分の証明書類が提出できない場合	35
2	生活保護世帯	生活保護受給証明の提出があり、かつ生活保護担当課やハローワークの就労支援事業に参加している	3
3	生計中心者の失業により就労が必要(生活保護世帯を除く)	雇用保険受給資格が特定受給資格者又は特定理由離職者と判定されている	3
		その他会社(事業所)都合での離職と確認できる第三者が発行する書類がある	2
		上記以外の場合	1
4	虐待・DVのおそれがある世帯	裁判所から保護命令、接近禁止命令等の発令が確認できる場合 それ以外で本市家庭児童相談室、警察署、DVセンター等と相談中又は市外の担当と相談中であることが確認できる場合	6
5	申請に係る子どもに障がいがある世帯	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれか又は複数の交付がある	3
		各障害者手帳3級以下、療育手帳B相当の交付がある	1
6	きょうだいの施設利用	きょうだいの3名以上が特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業を利用もしくは申込みしている(申請に係る子どもを含む)	3
		きょうだいの2名が特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業を利用もしくは申込みしている(申請に係る子どもを含む)	2
7	多子世帯(※)	上記6に該当しない18歳未満のきょうだいが1名以上ある世帯	1
8	地域型保育事業等の卒園児	令和8年11月1日時点で本市の地域型保育事業及び0～2歳児までの保育所に在園し、令和9年3月31日に卒園する子どもが、引き続き市内認可保育施設の利用を希望する場合	10
9	保育士等として就労中(採用予定を含む)(※)	特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業で保育に携わる者として就労時間が月160時間以上	18
		特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業で保育に携わる者として就労時間が月140時間以上	14
		特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業で保育に携わる者として就労時間が月120時間以上	10
		特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業で保育に携わる者として就労時間が月120時間未満	3
		本市の特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園、企業主導型保育事業で保育に携わる者として就労	8
○ 調整指数区分1～8については、世帯単位で該当する項目の指数を合算します。			調整指数
○ 調整指数区分8については、令和9年4月1日入所分の利用調整にのみ適用されます。			

(※) 区分7・9は、新規での入所申込みの調整時のみ加算する項目です。

基本指数表

区分		保護者の状況			保護者(父)	保護者(母)	
1	就労 (法人が営む事業に従事する者)	就労時間	月間160時間以上		40	40	
			月間140時間以上		38	38	
			月間120時間以上		36	36	
			月間100時間以上		30	30	
			月間64時間以上		25	25	
2	上記区分1以外で就労 (主に個人事業等に従事する者)	加 点	市外への単身赴任にて就労中(予定)			2	2
			月間160時間以上		32	32	
			月間140時間以上		30	30	
			月間120時間以上		28	28	
			月間100時間以上		22	22	
3	妊娠・出産	加 点	市外への単身赴任にて就労中(予定) (切迫流産等の入通院は疾病の扱い)			2	2
			1か月以上の入院をしている又は1か月以上の入院が決定している場合			40	40
			1か月以上の通院加療を行い、自宅で安静を要する状態である場合			25	25
			その他、医師が「保育できない」と診断する場合			15	15
			身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの認定がある			40	40
4	疾病・障がい		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの認定がある			36	36
			身体障害者手帳～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の認定がある			25	25
			同居の親族を自宅で常態的に介護・看護している			14	14
			長期入院等をしている親族を常態的に介護・看護している			12	12
			上記以外で親族の介護・看護を常態としている			10	10
5	介護・看護		罹災証明等が全壊・全壊で市内に単身世帯で避難し、復旧に従事			18	18
			その他証明区分で親族居宅に避難し、復旧に従事			10	10
			ボランティアとして月16日間以上の災害復旧作業に従事			15	15
			月間160時間以上就労予定			20	20
			月間140時間以上就労予定			16	16
6	震災・風水害等、災害復旧		月間120時間以上就労予定			12	12
			月間100時間以上就労予定			10	10
			月間64時間以上就労予定			8	8
			起業準備中である			8	8
			それ以外			5	5
7	求職活動中		自宅外の就学先に通学している			12	12
			職業訓練校に入校している			10	10
			就学内定または職業訓練校に入校予定である			8	8
8	就学						

○ 基本指数区分1～8の内、(父)(母)それぞれが1つの区分に該当します。
複数の区分に該当する場合は、希望する区分いずれかのみが適用されます。

基本指数

○ 基本指数区分1～8の内、(父)(母)それぞれが1つの区分に該当します。
複数の区分に該当する場合は、希望する区分いずれかのみが適用されます。

その他	保護者、世帯又は子どもの状況から市長が特に「保育が必要である」と認める場合(児童虐待など特別の支援を要する家庭)	別途、利用調整
-----	--	---------

補正指数表

区分	補正項目	指数
1	同居する18歳以上65歳未満の就学中ではない世帯員が、無職かつ疾病、障がいがない状態である場合	-1
2	同居する未就学のきょうだいに申込みがなく、そのきょうだいがどの施設にも在籍していない場合（生後57日に満たない場合や疾病・障がいを除く）	-5
3	正当な理由なく、世帯で保育料又は給食費の滞納がある場合（申込日時点）	-35
4	令和9年度の申込みにおいて施設の利用内定を受けたが、自己都合により辞退したことがある場合	-35
5	特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業（企業枠含む）を利用してゐる又は優先的に利用できる場合	-5
6	すでに市内認可保育施設（認定こども園の1号部分を含む）を別々に利用する2名以上のきょうだいがあり、いずれかが在園する保育施設へ転所を希望する場合	+6
7	きょうだいが在園する保育施設（認定こども園の1号部分を含む）を第一希望として新規に入所申込みをしている場合（同施設内での異動は除く）	+2
8	基本指数表の区分2に該当する事業に従事し、就労証明書に加えて事業の概要が確認できる書類および継続的に働いていることが確認できる書類の提出がある場合	+8
9	保護者が内職に従事している場合	-5
10	「令和9年度保育所等入所申込書事業教育・保育給付認定申請書（2号・3号）」の「⑦育児休業の延長を許可できる人の利用調整についての項目で「希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業も許可できる。」にチェック（○）がある場合 ※ 調整の結果入所となる可能性がります	全体の指数合計 に0を乗じる
○ 補正指数区分1～7については、世帯単位で該当する項目の指数を合算します。 ○ 補正指数区分8・9については、保護者単位で該当する項目の指数を合算します。		補正指数

○補正指数区分1～7については、世帯単位で該当する項目の指数を合算します。

○補正指数区分8・9については、保護者単位で該当する項目の指数を合算します。

優先比較項目表

区分	要 件	優先度
1	保護者が市内特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業で保育士等として就労中又はその予定である世帯	高
2	虐待・DVによるケースの世帯又はそのおそれにある世帯	
3	保育料又は給食費の滞納がない世帯	
4	ひとり親世帯	
5	里親として調整に係る子どもの委託措置を受けている世帯	
6	養育している就学前の子どもの人数が多い世帯	
7	養育している18歳未満の子どもの人数が多い世帯	
8	基本指数の高い世帯(補正指数表区分8・9を含む。)	
9	保護者の月間就労日数がより多い場合 ※就労日数の少ない保護者で比較	
10	保護者の不在時間(保育できない時間)がより長い場合 ※通勤時間含む	
11	調整指数の高い世帯	
12	利用希望する施設にすでにきょうだいが在園している又は同時に申込みしている世帯	
13	同居する親族がない世帯	
14	保護者のいずれかが18歳未満の世帯	
15	障がい児(者)と同居している世帯	
16	その他、市が優先すべきと判断する世帯	低

○ 指数の合計が同じであった場合、優先比較項目の要件を勘案し優先度を判断します。

○ 複数の要件にあてはまる場合、優先度が高い要件で比較します。

● 本基準表に記載の年齢は全て令和9年4月1日を基準とします。

16. 市内保育所・認定こども園・地域型保育事業一覧

認可保育所 ① 草内保育所(市立)

〒610-0311 草内五反田22番地1

☎/FAX 0774-62-1054/62-2483

【対象年齢】生後57日目～5歳 【認可定員】120人
【駐車場】11台(うち軽専用2台)



京田辺市東部の住宅地の中にあります。近くには、木津川や田畑があり、L字型の園舎からは子どもたちが遊ぶ園庭が見渡せます。

認可保育所 ② 三山木保育所(市立)

〒610-0313 三山木中央五丁目4番地1他

☎/FAX 0774-62-2055/62-2708

【対象年齢】生後57日目～5歳 【認可定員】250人
【駐車場】22台



平成27年3月に新築移転、近鉄三山木駅から西へ徒歩8分くらいのところにあります。一時的保育室「さくらんぼ」を併設しています。

認定こども園 ③ 大住こども園(市立)

〒610-0343 大住池平32番地4

☎/FAX 0774-62-7405/64-0454

【対象年齢】生後57日目～5歳 【認可定員】79人(保育部分)
【駐車場】16台



大住幼稚園を建て替えて、令和5年4月に認定こども園として開園しました。近隣には大住中学校や大住小学校があり、自然豊かな環境です。一時的保育室「こりす」を併設しています。

認定こども園 ④ 河原こども園(市立)

〒610-0361 河原神谷69番地

☎/FAX 0774-62-2681/62-2697

【対象年齢】生後57日目～5歳 【認可定員】215人(保育部分)
【駐車場】25台



近鉄新田辺駅から徒歩8分くらいのところにあります。少し歩くと農地の風景が広がる自然豊かな環境です。一時的保育室「ひまわり」を併設しています。

認定こども園 ⑤ (仮称)薪こども園(市立)

〒610-0341 薪大欠51番地

☎/FAX 0774-63-1911/64-0459

【対象年齢】3歳～5歳 【認可定員】15人(保育部分)
【駐車場】17台



令和9年度4月から新幼稚園が認定こども園として新たに開園します。子ども自ら身近な環境に関わり、健康で心豊かにたくましく生きる力を育てます。給食は弁当給食となります。



①・②・③・④・⑩ の施設について

「対象年齢 生後57日～」となっていますが、乳児の安全な保育体制(保育士配置等)を確保するため、当面の間、保育提供開始を生後6か月経過の翌月からさせていただきます。

★印は駐車場です。



市立保育所等の情報は京田辺市のホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/>



認可保育所 ⑥ 大住保育園(私立)

〒610-0343 大住下西野77番地

☎/FAX 0774-62-0468/63-7574

URL <http://www.oosumi-hoikuen.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【認可定員】120人
【駐 車 場】17台(うち軽専用7台)



キリスト教保育に基づいて子どもの心に寄り添い、一人ひとりを大切にした保育を行います。広い園庭で元気一杯走り回り遊ぶことで、様々なことを学び生きる力につなげます。

認可保育所 ⑦ みみづく保育園(私立)

〒610-0331 田辺尼ヶ辻18番地

☎/FAX 0774-63-2335/63-2326

URL <http://www.mimiduku.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【認可定員】225人
【駐 車 場】21台



子どもたち一人ひとりの心に丁寧に寄り添い、安心して伸び伸びと遊べる環境を提供できるよう努めています。

認可保育所 ⑧ ウェルネス保育園京田辺(私立)

〒610-0315 同志社山手一丁目20番地4

☎/FAX 0774-39-3056/39-3057

URL <https://taiken-fukushi.net/hoikuen/>

【対象年齢】生後57日目～2歳 【認可定員】45人
【駐 車 場】3台



2023年4月に開園しました。『心身ともにたくましく』の方針のもと、保護者にとって「安心できる」「頼れる」園として子どもの成長に寄り添っていきます。

認定こども園 ⑨ 松井ヶ丘保育園(私立)

〒610-0357 山手東二丁目2番地7

☎/FAX 0774-63-2649/68-2750

URL <http://matsuigaoka-hoikuen.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【認可定員】260人(保育部分)
【駐 車 場】24台



自然とのふれあいや、色々な好奇心を刺激する体験を子どもたちができるだけ多く持つように心がけ、一人ひとりの育ちを支えます。

認定こども園 ⑩ こもれび(私立)

〒610-0315 同志社山手四丁目3番地1

☎/FAX 0774-66-3949/66-3950

URL <http://www.komorebi-kyoto.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【認可定員】138人(保育部分)
【駐 車 場】20台



こもれびで過ごす時間は、優劣や順位を過度に追求するのではなく、子どもたちが“こだわりたいコト”や“表現したいモノ”など、個々の感性や感覚を大切に育みます。

認定こども園 ⑪ みんなのき三山木こども園(私立)

〒610-0313 三山木中央三丁目1番地16

☎/FAX 0774-65-3715/65-3751

URL <http://www.ujifukushien.net/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【認可定員】120人(保育部分)
【駐 車 場】15台(うち軽専用5台)



「いのちを大切にす」を理念に、AI時代だからこそ愛情豊かな関わりを土台として、衣食住の生活や自然体験を柱に、子どもも大人も誰もが生き生き育みあう保育を志します。

小規模保育事業 ⑫ ニチキッズたなべ保育園(私立)

〒610-0331 田辺針ヶ池15番地2
ヒラドツツジガーデン1階

☎/FAX 0774-65-9014/65-9017

URL <http://www.nichiikids.net/nursery/tanabe/>

【対象年齢】生後57日目～2歳 【認可定員】19人
【駐車場】2台(朝のみ3台)



2022年4月に開園した0歳児～2歳児の小規模保育園です。JR京田辺駅から徒歩3分。『おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。』の理念のもと、心身ともに健やかに成長できるよう寄り添ってまいります。

小規模保育事業 ⑬ ほほえみ保育園京田辺園(私立)

〒610-0361 河原北口8番地3カーサ高村1階

☎/FAX 0774-34-0570/34-0571

URL <https://www.hohoemi-hoikuen.com/kyotanabe>

【対象年齢】生後57日目～2歳 【認可定員】19人
【駐車場】2台



家庭的な雰囲気の中、様々な体験を通して心身ともに健やかな子どもが育つ、笑顔いっぱいの保育を目指しています。子ども達が楽しめるデイリープログラムを提供します。

小規模保育事業 ⑭ まゆあいのおうち保育園(私立)

〒610-0332 興戸北落延42番地1

☎/FAX 0774-65-1577 (電話・ファックス共通)

URL <https://soyosapo.jimdofree.com/>

【対象年齢】生後57日目～2歳 【認可定員】19人
【駐車場】4台



優しい素材に包まれた温かなお部屋で、一人ひとりの育ちのペースを尊重して、まるで「第2のおうち」のように伸び伸びと過ごしています。自園給食も体に優しい素材を使用しています。

小規模保育事業 ⑯ ほほえみ保育園三山木園(私立)

〒610-0313 三山木中央六丁目4番地4

☎/FAX 0774-34-2334/34-2336

URL <https://www.hohoemi-hoikuen.com/miyamaki>

【対象年齢】生後57日目～2歳 【認可定員】19人
【駐車場】2台

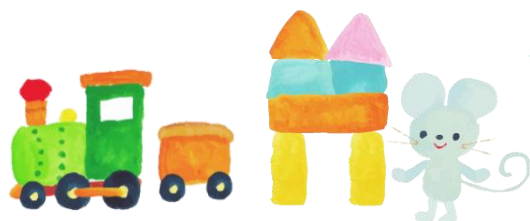


お子様にとってより良い環境づくり、より良い保育について日々実践し、私たち職員も教育ではなく共に育つ共育をめざします。笑顔あふれる保育園にしたいと考えております。

- 令和8年10月1日現在の情報を掲載しています。
- 各施設の定員と各施設の受入れ可能数については差が生じることがあります。
- 各施設の駐車場の台数については変更となる場合があります。
- 各施設(私立)の駐車場の場所については各施設へお問い合わせください。



見学を希望される場合は、
必ず事前に施設へ
連絡してください。





子どもが体調不良のとき・・・



市では、子どもが病気中や病気の回復期で集団保育が困難であり、仕事などの事情で保護者が家庭で保育できないときに、一時的にお預かりする「病児保育事業」を行っています。実施施設はＪＲ松井山手駅近くの浜口キッズクリニック内「にっこにこ」です。

浜口キッズクリニック「にっこにこ」

京田辺市松井ヶ丘三丁目１番地９

☎090-8653-1581

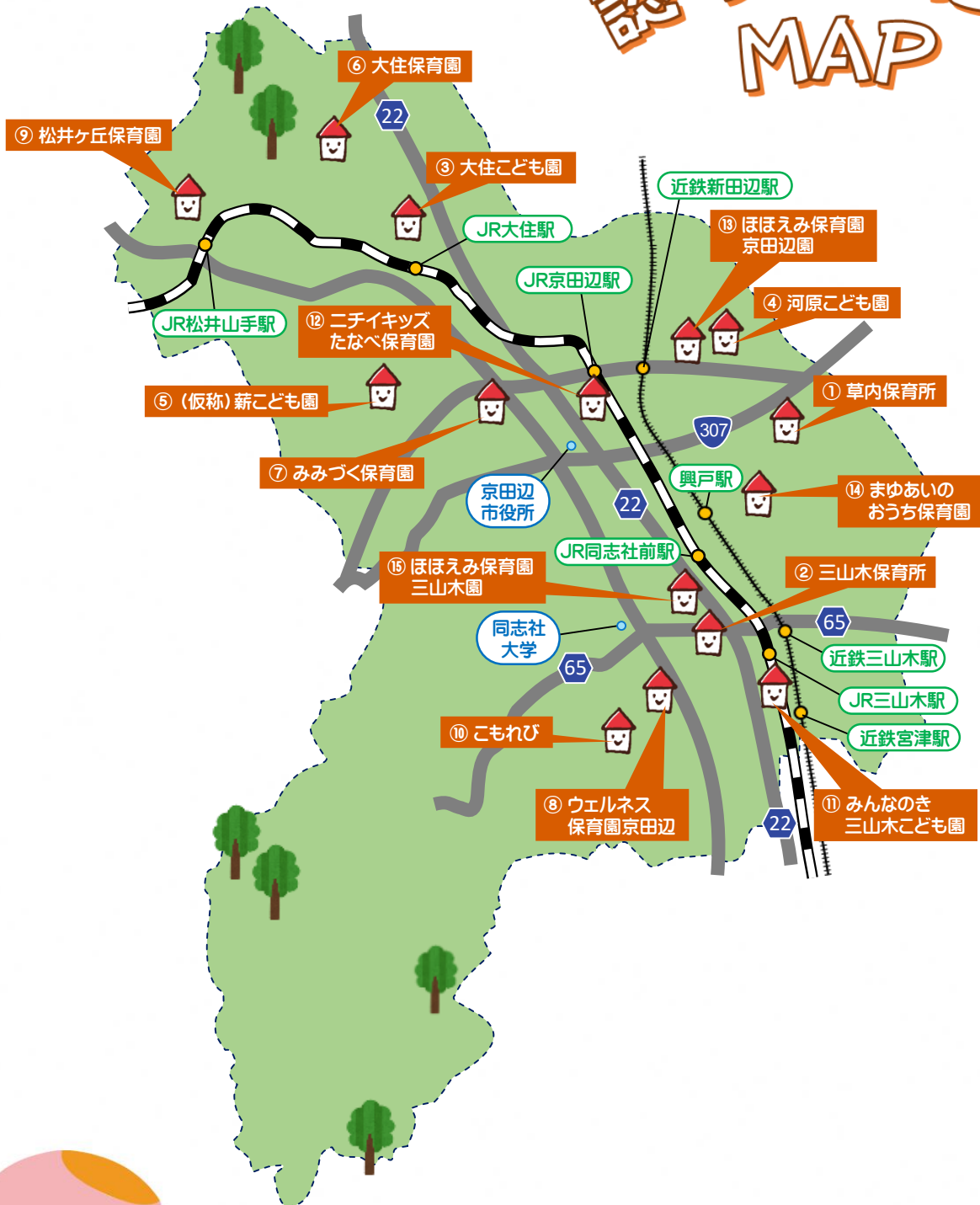


病児保育「にっこにこ」の
HPはこちら↑

※ 同志社山手地区にある企業主導型保育施設「やすらぎ保育園」でも病児保育を実施しています。詳しくは、やすらぎ保育園へ直接、お問い合わせください。

☎0774-65-3939

京田辺市の 認可保育施設 MAP



■ 発行日 令和8年10月1日

■ 発行 京田辺市こども未来部保育幼稚園課

〒610-0393

京都府京田辺市田辺80番地

☎ 0774-63-1310

※この冊子は在園してからの案内もあるため、年度内も大切に保管ください。